

令和7年度 地域包括支援センターの 業務評価について(報告)

佐世保市早岐地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	職員の離職率は0%を達成していることは評価できます。しかし、職員の欠員が続いていることは重要な課題として認識しています。職員間の密接な連携により、欠員があるにもかかわらず業務を円滑に遂行できていることや、専門技術向上のための研修への積極的な参加は評価されます。人材育成、メンタルヘルス対策、業務効率化の推進によって、職員の満足度と定着率の向上に成功しました。さらに、効果的な業務分担とICTの活用により、働きやすい環境が整備されており、これらの成果の維持が期待されています。今後は、人員不足の解消と相談者のプライバシー保護の強化に向け、さらなる取り組みを進める必要があります。
総合相談支援事業	地域包括支援ネットワークの充実が大きな成果として評価されています。地域の福祉機関や医療機関、民生委員と密接に連携し、情報が効果的に共有されることで、多面的な支援が実現されています。職員の欠員がある中でも、相談件数1,111件と前回同様に対応できている点も評価されます。高齢者福祉分野以外からの照会件数は122件、支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチは42件実施され、新たな支援機会が拡大しました。家族介護者の早期発見と支援体制の整備も進んでおり、複合的課題にも適切に対応しています。今後も地域の多様なニーズに応えるため、関係機関との連携強化が求められます。
権利擁護事業	地域住民への消費者被害防止の取り組みとして、講話を行うなど高齢者等への権利擁護活動として、普及啓発を行い、相談に応じる体制を強化されています。市との連携のもと、成年後見制度の判断基準を職員全員が確認し、業務に取り組んでいます。また、消費者被害に対しては、民生委員や警察等と情報共有を行い、迅速な対応が可能な体制を整えています。高齢者虐待事例についても、市と協力し、対応のプロセスを明確化することで、現場での素早い対応が実現されています。職員全員が受講する権利擁護に関する研修も、知識の向上に寄与しています。これらの成果は地域住民からの信頼向上につながり、今後も支援体制のさらなる充実が期待されます。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	当圏域の居宅介護支援事業所のデータ管理が確実になされ、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づく具体的な取り組みが評価されています。昨年度同様に交流を図りながらスキルアップを行う取り組みを継続されながら、相談事例の整理・分類に基づく研修会や地域ケア会議の開催といったより具体的な実践の充実が見られます。また、多様な関係機関との意見交換の場を新たに設け、地域住民への介護予防意識の啓発活動や出前講座の実施が評価されています。介護予防サービス計画の検証も着実に実行されており、これにより地域全体のケアの質向上が進んでいます。前回以上に充実した体制が整い、地域の多様なニーズに応えるための支援を強化しています。引き続き、地域の専門職や生活支援コーディネーターとの連携を深め、これらの取り組みを継続することが期待されています。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取り組みが大きな成果を挙げています。多様な地域資源を活用したケアプランの策定が評価されます。セルフマネジメントを促進する支援手法も効果的に活用しています。また、ケアマネジメントの成果評価では、要介護度を維持または改善した人の割合が54%と多くの利用者が自立した生活を継続できました。「多職種で連携し、より良い支援につなげよう」をテーマにした勉強会では、医療機関や介護事業所などが参加し、グループワークを通じて職種間の理解を深化させました。これらの活動は、包括プランナーを対象とした研修会とともに、ケアマネジメント力の向上に貢献しています。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	事業間連携の推進と認知症に関する取り組みが評価されます。在宅医療・介護連携推進事業の相談窓口を活用し、生活支援コーディネーターと協議し、高齢者のニーズや社会資源の共有が進展しています。認知症支援では、「佐世保市認知症高齢者見守り支援登録」や「物忘れ相談プログラム」を通じて、長寿社会課や関係機関と連携し、早期発見・早期対応を推進されました。さらに、認知症サポーターの普及啓発を行い、地域で安心して生活できる環境作りを支援しています。また、医療関係者との合同事例検討会を1回実施し、医療と介護の連携を図ることができています。これらの取り組みは、地域全体の支援体制の充実に寄与し、今後もさらなる連携強化が期待されます。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無

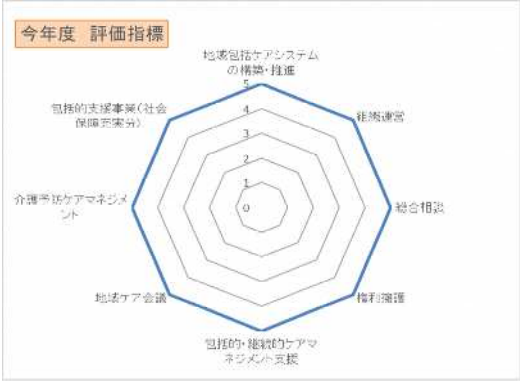
3. 事前資料に対する指摘：実施なし

4. 長寿社会課による総合評価

総括	限られたリソースの中で多様な地域ニーズに応じた包括的支援を提供し、特に介護予防と権利擁護において顕著な成果を上げています。地域連携を活かし、持続可能な支援体制の維持と向上を期待します。
----	--

5. 改善事項

配置職員数が不足していることが課題です。定められた職員数の確保を市としても推進し、職員の業務効率化と負担軽減に向けたサポートが求められます。



佐世保市長寿社会課 課長 森 紀彦

佐世保市日宇地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	組織マネジメントの強化による業務の最適化や業務分担の適正化が進み、チームアプローチの推進が図られています。ICTの活用や事業所間とのデータ連携を図り、業務効率が向上したことも大きな成果です。 職員の人材確保と育成では、職場や外部での研修参加が促進され、メンタルヘルス対策やスーパービジョンの体制が充実しています。これにより、職員の定着率は90%を維持していますが、さらなる定着促進の余地があるとされます。個人情報保護に基づく体制も適切に整備され、利用者の信頼を確保しています。今年度も組織全体の運営と支援体制のさらなる向上が期待されます。
総合相談支援事業	地域包括支援ネットワークの構築や相談事例の市町村との共有に特に優れた成果が見られました。複合的な課題を持つ世帯への対応も大いに進展していますが、分野を超えた新たなネットワークの構築はまだ引き続き注力が求められます。これに加え、相談案件の分析を通じた職員の実践力の強化も著しい進展を確認できました。
権利擁護事業	継続した取り組みとして、10ヶ所の地域サロンで成年後見制度、詐欺被害防止、虐待防止に関する啓発活動を実施し、地域住民への理解を広めた点は特筆すべきです。また、認知症の高齢者世帯や身寄りのない高齢者への成年後見制度申立て支援を5件行い、増加する相談に迅速に対応していることは価値深い成果です。さらに、ケアマネジャー交流会で法的な専門知識を地域のケアマネジャーに提供し、高齢者支援の質向上に寄与しています。市として、この包括支援センターの活動は地域の権利擁護の基盤を強化するものであり、今後のさらなる活躍を期待します。評価指標点数が100.0%であることから、専門的且つ積極的な対応が確認できます。今後も高齢者の安全と権利を守る活動を継続をされることを期待します。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員からの相談受付件数は78件となり、専門職への支援の対応が確認できました。担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を的確に把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズにしっかりと応える姿勢が示されています。 機関との意見交換の場を設けるなど、地域全体の支援体制の強化に貢献していることは評価に値します。出前講座を通じて地域住民への介護予防と自立支援に対する意識を高めている点も重要です。今後、市町村方針に基づく介護予防サービス計画の地域ケア会議での検証といった部分でのアクションを期待しています。これらの活動が、一層の継続的支援の充実につながることを期待しています。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取り組みが大きな成果を挙げています。多様な地域資源を活用したケアプランの策定が評価されます。セルフマネジメントを促進する支援手法も効果的に活用しています。また、ケアマネジメントの成果評価では、要介護度を維持または改善した人の割合が54%と多くの利用者が自立した生活を継続できました。「多職種で連携し、より良い支援につなげよう」をテーマにした勉強会では、医療機関や介護事業所などが参加し、グループワークを通じて職種間の理解を深化させました。これらの活動は、包括プランナーを対象とした研修会とともに、ケアマネジメント力の向上に貢献しています。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	事業間連携の推進と認知症に関する取り組みが評価されます。在宅医療・介護連携推進事業の相談窓口を活用し、生活支援コーディネーターと協議し、高齢者のニーズや社会資源の共有が進展しています。認知症支援では、「佐世保市認知症高齢者見守り支援登録」や「物忘れ相談プログラム」を通じて、長寿社会課や関係機関と連携し、早期発見・早期対応を推進されました。さらに、認知症サポーターの普及啓発を行い、地域で安心して生活できる環境作りを支援しています。また、医療関係者との合同事例検討会を1回実施し、医療と介護の連携を図ることができています。これらの取り組みは、地域全体の支援体制の充実に寄与し、今後もさらなる連携強化が期待されます。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の
有無 ☒ 有 ☐ 無

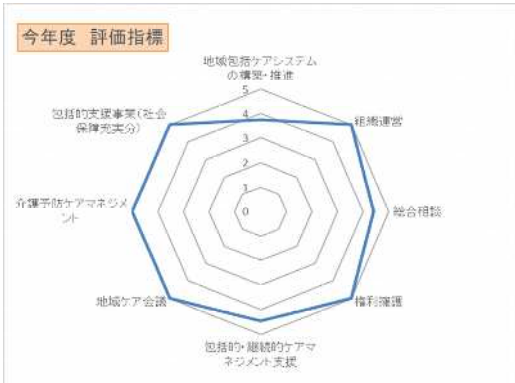
3. 事前資料に対する指摘：別紙のとおり

4. 長寿社会課による総合評価

総括	組織マネジメントや地域連携の強化により高い成果を上げており、特に権利擁護や介護予防において地域住民の信頼を獲得しています。限られたリソースでの効果的な対応は評価され、さらなる取り組みの充実が期待されます。
----	--

5. 改善事項

現在の業務に大きな改善事項はありません。今後も地域特性を踏まえた柔軟な対応を続けてください。。



佐世保市長寿社会課 課長 森 紀彦

令和7年度(対象年度：令和6年度) 地域包括支援センター現地確認の結果

包括名（日宇）

資料	指摘事項
①令和6年度4月から10月までの新規相談票 5件程度	相談体制が整い、緊急性の判断・情報提供がなされています。特に認知症やDVの対応、安否確認の対応など、適切に行われていました。地域の関係機関とのネットワーク構築や地域の仕組みづくりなど、相談しやすい関係づくりができており、適切な対応につながっていると思われます。相談内容のデータ化や情報共有ができる体制になっています。対応の欄の記録者・担当・連絡等が書かれていない状況がありましたが、システム上に記録があることが確認できました。
②成年後見制度（任意・法定）につながった、またはつなげようか迷ったケースの記録。	支援経過記録が詳細に記載されていました。後見申し立てにあたって、家族へ送付した文書やその他の書類も整理して閉じられていました。
③虐待ケースの支援経過記録（2～3件程度）	虐待ケースに対して、根気よく支援されていることが確認できました。長寿保健師やケアマネジャー・医療機関等との連絡、同行訪問や関係者会議等について詳細に記載しており、関係機関との連携が細やかに行われていることが確認できました。個別ケース会議録（虐待資料7-2）も記載されていることが確認できました。
④虐待相談や困難ケースで長寿社会課保健師が同行訪問した相談票 5件程度	提出された虐待ケースのすべてが長寿保健師の同行訪問ケースでしたが、どの記録も長寿の保健師と連絡をしたのか、同行訪問をしたのかが最初に記載しており、長寿保健師との連携方法が把握しやすい内容となっていました。 また、同行訪問時の会話の内容も、誰が何を話したのかがわかりやすく記載されていました。

⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）・事業対象者の ケアプラン一式5件。 →包括作成分3件（うち新規プランを1件以 上） 委託分を2件（通所型又は訪問型サービ ス）	モニタリングは適切に行われており、経過記録には承認会議の記録など記載されてありました。支援計画書において目標設定やインフォーマルサービスなど、自立支援に向けて本人役割も明記されていました。 居宅のプランにおいても包括支援センターの確認の元、本人の状態に合わせてプランが作成・修正されていた。居宅の記録に関しては経過記録が6か月前のもので終わっている方もおられたので、包括も関与していることを残す意味でも、新しいものも綴じていったほうが記録としては良いのではないかと思います。
---	---

佐世保市山澄地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	今回の地域包括支援センターの業務評価では、市町村の方針に基づき、多くの指標を満たしていることが確認されました。特に事業計画の策定や組織マネジメント、個人情報保護などの分野で高い評価を受けています。前回の評価と比較して、職員の研修制度やICTの活用などでさらなる充実が図られ、業務効率化に取り組んでいることが見て取れます。ただし、メンタルヘルス対策においてはまだ課題が残されているため、次の年度にはさらに充実した支援体制の構築が期待されます。
総合相談支援事業	今回の総合相談支援事業の自己評価では、地域包括支援ネットワークの構築や市町村との相談事例の共有・分析、家族介護者支援において全ての評価指標が満たされていることが確認されました。特に多分野にわたる新しいネットワーク構築や、高齢者福祉分野以外との協力により、幅広い要件に対応する力が評価されています。前回と比較して、相談件数は若干減少していますが、高齢者やその家族への支援の充実が伺えます。今後も複合的課題の整理と適切な支援を通じ、さらなる充実したケース対応が期待されます。
権利擁護事業	高齢者等の権利擁護活動に関する指標がすべて満たされていることが確認されました。成年後見制度の市町村長申立てについて、市町村との基準共有や消費者被害に関する情報提供と、関係機関との連携が適切に行われており、対応力が評価されています。また、高齢者虐待に対する市町村との共有体制が整備されており、職員の権利擁護に関する研修受講率も高く、意識向上が図られています。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域のケアマネジャー支援に関する多くの指標を満たしていることが確認されました。担当圏域の居宅介護支援事業所の状況把握や、介護支援専門員のニーズに基づいた研修会や意見交換の場の設置が行われており、地域全体での介護予防および自立支援の意識向上に注力している点が評価されています。 市町村の方針に則った介護予防サービス計画の確認も進められていますが、一部地域ケア会議での計画検証が未対応であることが課題として挙げられています。相談件数は一定数を保ち、介護支援専門員との連携強化が進行しています。全般的に、地域に対する包括的なケア支援が着実に進んでいることが伺えますが、地域ケア会議での検証体制の更なる充実が期待されます。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	今回の介護予防ケアマネジメント事業の自己評価では、主要な活動目標がすべて達成されていることが確認されました。市町村の基本方針の周知、多様な社会資源の活用、セルフマネジメント支援の手法活用など、計画的な取り組みが評価されています。特にフレイルケアの可逆性に着目した実践では、地域住民が積極的に役割を再獲得し、社会参加を果たす具体的な成果が示されました。住民体験の共有と支援者のマネジメント過程の発表を通じて、「もとの暮らしを取り戻す支援」が地域全体で考えられています。住民の状態維持率が59%であることは、介護予防活動の効果を実証しており、継続して地域の活力を高める取り組みが進行中です。これらの評価点から、地域における介護予防活動が多くの高齢者の生活改善に寄与していることが明らかです。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	社会保障充実分における事業間連携の推進が効果的に行われていることが確認されました。在宅医療・介護連携推進事業や生活支援コーディネーターとの協働、認知症関連チームとの情報共有により、高齢者のニーズに対する細やかな対応が可能になっています。また、医療関係者との合同事例検討会や勉強会の開催が8回実施されており、医療と介護の統合的な取り組みが進んでいます。 さらに、認知症カフェや地域活動に包括職員だけでなく地域の介護保険事業所や住民も参加することで、支援の選択肢が広がり、高齢者の自立支援が共に体験される機会が提供されています。このような活動は、地域全体で社会保障の充実を実感する要因となり、住民の意識向上と支援体制の強化に寄与しています。全体として、事業間連携の推進を通じて、多様な社会資源を活用した高齢者支援の充実が図られている点が評価されます。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無

3. 事前資料に対する指摘：実施なし

4. 長寿社会課による総合評価

総括	多くの指標を満たし、組織運営や権利擁護、包括的支援事業において高い成果を上げています。特に、介護予防活動や事業間連携の推進における地域住民と職員の協働が地域の活力を高めていることが評価されています。メンタルヘルス対策や地域ケア会議での計画検証における課題はあるものの、全体的に高齢者支援の充実が図られています。今後も、地域特性を活かした柔軟な支援と連携体制のさらなる強化が期待されます。
----	---



5. 改善事項

特にありません。

佐世保市中部地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	前回からの継続的な努力が伺えます。市町村の実施方針に従って、機能強化を図る事業計画が策定され、年度内の課題も適切に対応されています。重点目標の達成状況を分析し、業務の最適化が図られていることが評価されました。また、組織マネジメントでは、責任者の役割や業務分担が明確にされ、チームアプローチが進んでいることが確認され、ICTの活用やメンタルヘルス対策の実施により、効率化と職員の健康管理も進展しています。職員の定着率は100%と非常に高く、組織の安定性が感じられます。これらの結果から、地域包括支援センターは、より効果的かつ効率的な運営がなされていると評価されています。
総合相談支援事業	高齢者を取り巻く様々な問題解決のため、支援体制の強化を継続されています。前回の結果では、重層的かつ包括的な相談支援が評価されましたが、今回その傾向が進化しています。地域包括支援ネットワークは、関係機関等との情報の管理体制が整い、相談経路の分析に基づき新たな支援機関との連携も活発に行われています。家族介護者への支援体制を整えたり、夜間・早朝の窓口設置や、緊急連絡先の設定によって相談しやすい環境を整備しています。また、複合的な課題を抱える世帯にも柔軟に対応できるよう、相談者とともにニーズを明確にし、社会資源との連携を更に深めています。総合相談の対応件数は647件、アウトリーチのケースが15件と、前向きな支援の実績が示されています。これらの取り組みにより、支援の質が一層高まっていることが確認されました。
権利擁護事業	高齢者の権利擁護に関する普及啓発と対応が引き続き適切に行われていることが確認されました。前回の評価では、成年後見申立の相談や複合的な問題の対応が評価されていましたが、今回も一貫して支援が行われています。市町村からの成年後見制度の判断基準は、センター職員に共有され、消費者被害に関する情報提供も進められています。センターでは高齢者虐待事例に対し、市町村との連携を強化して対応しており、すべての職員が権利擁護に関する研修を受講しています。この結果、権利擁護に関する総合相談の対応や、成年後見制度の申立て支援が適正に実施されています。全体的に、地域社会における高齢者の権利を守るための努力が評価されています。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	活動目標に対する評価指標において、担当圏域の居宅介護支援事業所の状況把握や相談事例の整理・分類の実施状況が特に優れており、介護支援専門員との意見交換や地域住民への介護予防・自立支援の啓発活動が積極的に行われていることが評価されます。一方で、年度当初に研修会等の計画策定が未完了である点は課題のようにみえますが、決定次第対応はされているので、引き続き対応をお願いします。全体として、平均点数が88.9%と高く、継続的な努力が実っていることが示されています。今後も継続的な対応をお願いします。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	基本方針の周知や多様な地域社会資源の活用、利用者のセルフマネジメント推進が効果的に行われており、より包括的なケアが実施できています。この結果、活動目標達成率は100.0%に達しており、非常に高い評価を受けています。また、介護予防ケアマネジメント対象者のうち、88%が要支援または要介護の状態が維持・改善しており、ケアの質が確保されています。今後もこの水準を維持し、さらなる成果を上げることが期待されます。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	在宅医療・介護連携推進事業に関する相談の実施、生活支援および就労活動支援コーディネーターとの協議、認知症支援における情報共有といった多岐にわたる活動が、すべての評価指標で満足されており、評価は100.0%と非常に高い水準に達しています。また、医療関係者と合同での事例検討会や勉強会も2回実施され、医療との連携が着実に進んでいることが評価ポイントです。こうした活動は地域包括支援の質を高める重要な役割を果たしており、今後もこの方向性を持続していくことが求められます。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無

有 ☒ 無 ☐

3. 事前資料に対する指摘：実施なし

4. 長寿社会課による総合評価

総括	組織運営や総合相談支援、権利擁護事業で高評価を得ています。特に包括的支援と介護予防で高い達成率を示し、地域ニーズに対する柔軟な対応が確認されました。
----	--

5. 改善事項

特にありません。



佐世保市長寿社会課 課長 森 紀彦

佐世保市清水地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	活動目標に対する評価指標では、ほとんどの項目で目標が達成され、高い実施率が示されていますが、重点目標の設定がされていない点は引き続きの課題です。この点は、組織全体の戦略的な目標設定において重要な要素であるため、検討を行うことにより、今後の組織強化が期待されます。業務運営の効率化にはICTの活用が進んでおり、特に職員のスキル向上およびメンタルヘルス対策が充実している点は評価に値します。職員定着率が67%とやや低めであるため、人材確保および定着に向けたさらなる工夫が必要です。全体として評価点数は94.7%と高水準を維持していますが、次回の評価ではさらに充実した内容となるよう、新たな取り組みの実施が求められます。
総合相談支援事業	組織としてのネットワーク構築について、地域関係機関との連携体制が整備され、関係者からの情報提供を受ける体制も整っていることが確認されました。しかし、高齢者福祉分野以外のネットワーク構築や、複合的な課題を持つ世帯への対応状況については、いくつかの未達成項目があり、その実態把握や相談対応の改善が必要です。 家族介護者支援においては、職員不足の中、夜間・早朝の窓口対応や、家族介護者への予防的取組が進展している点は評価に値します。アウトリーチケースも5件に達しており、高齢者等への積極的な支援提供がなされています。 全体として、多様なニーズに応じた個別対応が求められる一方で、82.4%という達成率は、改善点が存在することも示しており、次回の評価にはさらなる取組が期待されます。
権利擁護事業	すべての評価指標において目標を達成しています。高齢者虐待への対応では、市町村との情報共有が明確化され、すべての職員が権利擁護に関する研修を受講していることが確認できました。また、消費者被害に関する情報の提供や、適切に対応するための連携体制が整えられており、21件の権利擁護に関する相談を適切に対応したことが評価されます。 一方で、成年後見制度の申立て支援件数がゼロであることは、今後の課題となります。市や本人・親族による申立て支援がない現状を鑑み、今後はこの分野での支援活動を広げていく必要があるかもしれません。全体で、権利擁護事業の実施率は100.0%と非常に高く評価されていますが、成年後見制度の支援においてもさらなる貢献が期待されます。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	圏域内の居宅介護支援事業所の状況をしっかりと把握し、データとして整備している点は評価されます。また、介護支援専門員から受けた相談事例の整理・分類も行われており、それに基づく研修会や地域ケア会議が開かれていることは、前回の取り組みを継続し、改善を進めている証といえます。 一方で、多様な関係者との意見交換の場を設けることや、研修会の開催計画の共有がまだ進んでいない点は改善が期待される部分です。これらの課題に対処することで、地域におけるケアマネジメントの質をさらに高めることができると考えられます。また、介護支援専門員の相談受付件数が7件ということで、相談体制の強化が求められます。 評価としては、77.8%という結果であり、一定の成果がある一方で、効果的なネットワーク構築や計画策定に向けたさらなる取組が求められます。次回の評価に向けて、これらの点を中心に取り組むことで、より良い結果が期待されます。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	市から示された基本方針の周知や、ケアプランにおける多様な地域資源の活用、セルフマネジメントを推進する手法の取り入れなど、多くの項目で目標を達成している点が評価されます。 ただし、要支援者や事業対象者の自立度の変化に関する定期的な評価が行われていないことは、改善の余地があります。この点については、提供している介護サービスが現在の心身の状態に合っているか確認できたり、本人のモチベーション維持につながりますので、次回の評価に向けて、取り組んでください。 また、要支援1・2の対象者199人のうち、145人が状態を維持または改善している状況は、73%の割合で自立度の維持・改善が図られていることを示し、一定の成果が出ていることが分かります。しかし、残りの27%についても、もう一段の支援策が期待されます。 全体として、評価点数は83.3%という結果であり、適切な施策をさらに強化することで、より良い結果を目指すことが可能であると考えられます。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	今回の包括的支援事業（社会保障充実分）に関する自己評価は、多くの面で改善の余地があることを示しています。特に、在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口の利用や、認知症初期集中支援チームとの情報共有が行われていない点が課題です。これらは、地域における包括的なケア体制の構築に重要な要素でありますので、今後の取り組みが求められます。 一方で、生活支援コーディネーターとの協議や地域活動の促進、医療関係者との合同事例検討会への参加においては、一定の成果が認められます。年間5回の医療関係者との合同事例検討会や勉強会が実施されており、連携が進んでいることがわかります。これらの取り組みは、地域の高齢者支援において重要な役割を果たしています。 評価点数は60.0%と、さらなる向上が必要な状況です。次回の評価に向けて、在宅医療推進事業の相談窓口活用と認知症支援チームとの情報共有を強化し、包括的なケア体制の向上を図ることが求められています。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の有無 有 ・ 無

3. 事前資料に対する指摘：別紙のとおり

4. 長寿社会課による総合評価

総括	清水地域包括支援センターは、各部門で高評価を受けていますが、重点目標の設定や複合問題の対応に課題があります。改善項目への対応を進め、地域包括支援の質的向上を期待します。
----	--

5. 改善事項

ケース記録の不備が多く見られましたので、詳細かつ正確な記録を心掛け、情報の一貫性と透明性を確保するようご注意ください。



令和7年度(対象年度：令和6年度) 地域包括支援センター現地確認の結果

包括名（清水）

資料	指摘事項
①令和6年度4月から10月までの新規相談票 5件程度	相談に応じて対応されており、特に指摘事項なし。 取り扱い注意の項目については、赤字にされるなど情報共有の仕方の配慮もされている。
②成年後見制度（任意・法定）につながった、またはつなげようか迷ったケースの記録。	ケース記録：1件提出あり。 提出ケースについて、令和6年度10月末以降の記録の詳細がなされておらず、経過が把握しづらい。 また、令和7年度以降も記録が途切れている状態で支援方針や介入状況が把握できない。
③虐待ケースの支援経過記録（2～3件程度）	令和6年度中の対応については、定期的な介入をされており指摘事項なし。ただし、令和7年4月以降は、記録上定期的な支援が確認できなかった。
④虐待相談や困難ケースで長寿社会課保健師が同行訪問した相談票 5件程度	ケース記録：3件のみ提出。 ケースによって同行訪問したのかや連絡を行ったのかなど支援方法が把握できるものがある一方で、長寿社会課が同行訪問しているかなど明確に記載されていないものがあり、記録の仕方に注意が必要ではないかと思われた。
⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式5件。 →包括作成分3件（うち新規プランを1件以上） 委託分を2件（通所型又は訪問型サービス）	1日の目標にあっても、支援計画の本人のセルフケアの中には記載がない部分や、経過記録に書いてある参照様式が綴じられていない部分があった。経過記録については誰がみてもわかる内容で記載していただきたい。委託先のプラン作成についても目標設定がより具体的なものに更新がされていた。どちらにおいても自立支援の視点のもと、本人とフォーマルサービスそれぞれの役割が明記されてあった。 セルフマネジメントシートも活用できていた。地域ケア個別会議での専門職意見を取り入れたときに本人の意欲や状態に改善傾向がみられるため、本人の支援に迷った時は、地域ケア個別会議を活用し、専門職からのアドバイスを本人に還元することで、本人が自信をもてるような支援を今後お願いします。

佐世保市大野地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	地域包括支援センターでは、地域のニーズに応じた目標設定や、組織運営の効率化、職員のスキルアップに取り組んでいることが確認できました。これらは計画通りに進んでいます。しかし、職員が安定して働き続けている割合が33%と低いことから、さらなる努力が必要です。職員が長く働けるようにすることで、センターの運営もよりスムーズになると考えられますので、引き続き職員の確保に力を入れてください。
総合相談支援事業	今年度は、764件の相談が寄せられ、その中でも介護や介護保険に関する相談が半数以上を占めました。これにより、地域住民の介護に対する高い関心と課題意識を再確認することができました。特に、介護認定申請の際には、住民の生活状況をしっかりと把握し、丁寧に対応している点は高く評価されます。 一方で、消費生活や栄養相談がなかったことに関しては、その原因が把握されているため、来年度にはこれらの領域において認知度向上と相談件数の増加が期待されます。 地域包括支援ネットワークの構築や相談事例の共有、家族介護者への支援、複合的課題を抱える世帯への対応については、計画通りに進んでいることが確認されました。これらの成果を基に、今後も地域のニーズに柔軟に応じたサービスの提供が期待されます。
権利擁護事業	高齢者の権利擁護において、成年後見制度の市町村長申立て支援を3件実施し、特に高齢者虐待が背景にある2件については関係機関と連携し、生活環境を安定させるための配慮が行われました。また、高齢者虐待に対する新規対応は3件、そのうち「8050問題」に該当する複雑なケースにも多機関協同事業を活用し、包括的に支援したことが評価できます。これらの取り組みにより、地域住民の安全と福祉が守られていることが確認できました。成年後見制度や高齢者虐待防止に関する研修を通じて、職員全員が積極的に関わっている点も大変意義深いと考えられます。今後も地域と連携し、高齢者の権利擁護活動が一層進展することが期待されます。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	担当圏域内の居宅介護支援事業所およびケアマネジャーの支援ニーズに基づいた取り組みが多岐にわたり実施されたことを確認しました。具体的には、介護支援専門員から26件の相談を受け付け、それに基づき研修会や事例検討会が開催されています。これにより、地域のケアマネジャーが必要とする支援に応じ、業務を円滑に行える環境作りに貢献しています。また、市町村の方針に従い、新規および更新された介護予防サービス計画の確認と検証が行われており、地域に根ざした支援が実現されています。地域ケア会議における介護予防サービス計画の検証ができなかった点については、委託開始初年度であることが影響していますが、来年度にはこの部分の改善が期待されます。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	委託業務初年度において、限られた人員の中でも業務をしっかりと遂行されたことは評価できます。ケアプラン作成では地域の社会資源を活用し、利用者のセルフマネジメントを促進されました。また、公平性を保つ進行管理も適切でした。介護予防ケアマネジメントの成果として、要支援1・2対象者79名中25%が要介護度の維持または改善を達成しました。今後も地域資源活用とセルフマネジメント強化を通じ、高齢者支援に貢献されることを期待しております。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	大野・柚木地区および北地区における支え合い推進会議を通じて、地域支援体制の強化に努められました。在宅医療・介護連携および生活支援においても、積極的な協議と情報共有を行い、住民主体のボランティア活動を推進しています。特に、有償ボランティアの利点と課題を深く理解し、適切なルール整備に向けた考察が今後の活動に貢献すると思われます。地域資源の活用と継続的な連携努力により、さらなる成果を期待しております。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の ☒ 有 ・ ☐ 無

3. 事前資料に対する指摘：別紙のとおり

4. 長寿社会課による総合評価

総括	相談支援や権利擁護の業務実施において多くの成果を上げていますが、職員定着率が33%と低いことが課題です。組織運営の効率化と職員の確保に注力し、安定した支援体制の構築を期待します。
----	---

5. 改善事項

現地確認での指摘事項の改善による支援の質向上を期待します。



令和7年度(対象年度：令和6年度) 地域包括支援センター現地確認の結果

包括名（大野）

資料	指摘事項
①令和6年度4月から10月までの新規相談票 5件程度	・介護保険の申請代行の相談は翌日訪問など速やかな対応の様子が記録より2件確認できました。 ・1回の相談に終わらず、支援継続をする方の中には、記録上、誰からの連絡なのかや判断が記載がはっきりしていないものもあり、今後記録の仕方に注意が必要ではないかと思われた。 ・相談内容に対して、その後のフォローが必要な方がいるようだが、その後の支援経過の記録がなく、記録上確認できなかった。（説き伏せて受診するように促して終了されているが、その後のフォローはどのようにされているのかわかるように記録に残していただきたい）
②成年後見制度（任意・法定）につながった、またはつなげようか迷ったケースの記録。	・1件虐待ケースで後見制度へつながったことが記録より確認できた。1件のみ提出だったため、他不明。
③虐待ケースの支援経過記録（2～3件程度）	・支援経過記録、資7-2の記録記載について確認できた。特に指摘事項なし。
④虐待相談や困難ケースで長寿社会課保健師が同行訪問した相談票 5件程度	4件同行訪問確認できた。また、市の保健師との方針確認し、虐待なのか、DVなど困難事例なのか判断し、訪問予定など状況確認の方法を記録上確認できた。特に指摘事項なし。

⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式5件。 →包括作成分3件（うち新規プランを1件以上） 委託分を2件（通所型又は訪問型サービス）	包括作成分のプランについて、3か月に1回の訪問によるモニタリングは適正に実施されていましたが、それ以外の月のモニタリングについて、記録への記載がありませんでした。月1回はモニタリング結果の記載をお願いします（センターマニュアルの介護予防ケアマネジメント（P16）、指定介護予防支援（P7）に記載していますので、再度モニタリングについて所内で確認をお願いします。） また、承認会議は期日だけでなく、参加者名も記載してください。 プランについては、インフォーマルサービスの記載もありましたが、本人・家族以外のかかわりや支援もある場合は、記載するようにしましょう。また、1年後の目標については、1年後の生活を具体的にイメージできるような表現・目標設定を心がけましょう。 提出書類確認リストの活用により、提出書類漏れ防止につながっていると思います。
---	---

佐世保市相浦地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	市の実施方針に沿った事業計画を策定し、重点目標の設定とその達成状況の分析を的確に行っています。また、センター長の役割を明確にするなど組織マネジメントの向上に努め、業務の最適化を図っています。さらに、人材育成では職場内外の研修機会を充実させ、メンタルヘルス対策の実施により職員の定着率向上に貢献しています。個人情報保護や苦情対応、カスタマー・ハラスメントの防止体制も整備されており、非常に効果的に運営されていると感じます。今後も、これらの取り組みを継続し、地域社会へのさらなる貢献を期待しております。
総合相談支援事業	相談経路の分析に基づき、高齢者福祉分野以外の関係機関との連携を深めることで、より包括的な支援が実現されています。市町村との間で相談事例の共有や分析が進められ、これにより職員の実践力向上を促進するためのルール作成や研修が行われています。また、家庭内の複合的な課題を抱える相談者には、適切な社会資源への橋渡しが確実に行われています。ただし、情報管理の強化が今後の課題として挙げられます。今後も地域社会における包括的な支援の発展に期待しております。
権利擁護事業	市から共有された成年後見制度に関する情報を確認し、高齢者虐待事例への適切な対応体制も整備されています。消費者被害に関しては、相談窓口や警察と連携し、迅速な対応が可能な体制を確保しています。しかし、消費者被害に関する情報提供や、全職員が権利擁護に関する研修を受講する点での取組が求められます。今後も、権利擁護に関する総合的な相談体制の強化と、高齢者の権利を守るための活動をさらに推進することが期待されます。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	圏域内の居宅介護支援事業所の状況を把握し、介護支援専門員のニーズに応じた支援を適切に展開しています。地域ケア会議や研修会の開催を通じて、関係機関との意見交換を行い、地域のケアマネジメントの質向上を図っています。また、地域ケア会議での介護予防サービス計画の検証では、利用者の意思を尊重した支援が行われていることが確認されました。活動報告では、地域課題の整理や生活支援コーディネーターとの協働により、課題の集積と次年度に向けた取り組み方針の策定が進められています。これにより、より包括的で持続可能なケア体制の構築が期待されます。今後も、地域社会全体でのケアサポートの質を高める取り組みを続けられることを期待しております。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	市から示された基本方針に基づき、センター職員や介護支援専門員に周知され、適切に実施されています。ケアプランには地域の多様な社会資源が位置付けられ、利用者のセルフマネジメントを推進する手法も効果的に活用されています。さらに、委託事業における公平性・中立性の確保が徹底され、進行管理も行われています。要支援者391名を対象とした介護予防ケアマネジメントでは、252名が要支援もしくは要介護状態への移行を防ぎ、64%の対象者の状態が維持または改善されています。今後も、地域社会における自立支援と重度化防止のさらなる充実を期待しています。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	さまざまな関係者との連携強化が明確に進展しています。在宅医療・介護連携推進事業への積極的な参加に加え、生活支援コーディネーターや就労活動支援コーディネーターとの協働により、地域の高齢者ニーズに基づいた社会資源の活用が強化されています。また、地域活動としては、相浦包括圏域で認知症カフェ「愛みんのかフェ」を立ち上げ、地域住民や専門職との協働で5回の開催が実現されています。毎回の開催において、地域の介護支援事業所や医療関係者が協力することで、多面的な支援が提供されています。参加者からのフィードバックを活かして医療情報の提供や専門家による相談も充実させており、地域社会の支援体制をさらに豊かにする取り組みが期待されます。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の 有 ・ 無

3. 事前資料に対する指摘：別紙のとおり

4. 長寿社会課による総合評価

総括	計画的な組織運営と多様な関係機関との連携により、高齢者支援の質向上を実現しています。今後も地域のニーズに応じた柔軟な対応と権利擁護の強化を期待します。
----	---

5. 改善事項

消費者被害に関する情報提供の強化と、全職員の権利擁護研修受講を推進し、安心できる相談体制を整備してください。



佐世保市長寿社会課 課長 森 紀彦

令和7年度(対象年度：令和6年度) 地域包括支援センター現地確認の結果

包括名（相浦）

資料	指摘事項
①令和6年度4月から10月までの新規相談票 5件程度	特になし
②成年後見制度（任意・法定）につながった、またはつなげようか迷ったケースの記録。	認知症や知的障害がある方の申し立て支援について、二転三転する本人の気持ちも含め、関係機関との協議内容、本人の意向を記録に残している。
③虐待ケースの支援経過記録（2～3件程度）	関係機関と連携しながら対応されていると思います。半年後モニタリングに関して、担当者により支援経過記録への記載に差があるため、支援経過記録に記載をお願いします。モニタリングについては、訪問しての確認をお願いします。
④虐待相談や困難ケースで長寿社会課保健師が同行訪問した相談票 5件程度	長寿と包括で同行訪問したケースは少ないとのことでしたが、虐待も困難ケースの主担当は、包括ですので、今後も役割分担をして関わっていただければと思います。
⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式5件。 →包括作成分3件（うち新規プランを1件以上） 委託分を2件（通所型又は訪問型サービス）	ケアプラン作成において、基本情報で情報は得ているが、計画の中に反映されていないプランがみられるため、承認会議の際に確認をお願いします。 承認会議時の記録について、包括からの助言等も記録に残しておくようにお願いします。 モニタリングについては、適正に実施しており、記載内容もわかりやすいため、今後も継続していただきたい。

佐世保市吉井地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	市町村の実施方針に基づいた事業計画が策定され、組織の機能強化が図られています。事業計画には、重点目標が設定されており、その達成状況の分析を通じて、業務の最適化や課題への対応策が実行されています。人材の育成と定着促進の取組が進められており、メンタルヘルス対策や研修の実施によって職員のスキルと健康が支えられています。一方で、ICTを活用した業務効率化は今後の取り組みの一つとして挙げられます。これらの努力により、職員の定着率は83%を維持しており、安定した組織体制が確立されています。今後も持続可能なセンター運営を目指し、さらなる発展が期待されます。
総合相談支援事業	効果的なネットワーク構築により、地域包括支援の強化に貢献しています。関係機関や関係者の密接なネットワークを整備し、情報提供や連携体制を強化することで、多様な相談に迅速かつ適切に対応できました。相談事例のアセスメントを的確に行い、ケースごとに必要な支援方法を協議することで、対象者への早期介入を実施しています。また、支援が拒否された高齢者への対応も32件を行い、アウトリーチ活動を推進しました。相談件数は減少傾向にあるものの、訪問対応が増加しており、地域の問題解決に向けた実働が顕著に表れています。職員の実践力向上を図るために、研修や対応ルール作成を行い、引き続き地域のニーズに応える支援を提供することが期待されます。
権利擁護事業	高齢者の権利擁護のための普及啓発活動や、関連機関との連携体制がしっかりと整備されていることが確認でき、評価できます。特に高齢者虐待に対する迅速な対応策の検討や、職員全員が研修を受講し、知識を高めている点は、センター全体の専門性の向上につながっていると感じます。また、消費者被害の増加に対しても地域住民への啓発活動を継続する姿勢は重要であり、今後のさらなる活動に期待しています。成年後見制度の活用については引き続き支援体制の整備に注力していただきたいです。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	担当圏域内の居宅介護支援事業所の状況を詳しく把握し、ケアマネジャーの支援ニーズに基づく対応を行っている点が評価されます。特に、地域の多様な関係機関との意見交換や、介護予防・自立支援を目的とした出前講座の開催により、地域住民への意識共有が進んでいることが評価されます。また、障害サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を支援するための交流会が開催され、参加者からも好評を得ている点は高く評価されます。引き続き、地域のケアマネジャーとの連携を強化し、住民のニーズに応える質の高い支援を提供されることを期待します。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	市から示された基本方針を職員や介護支援専門員に周知し、地域の多様な社会資源を活用したケアプランの作成が進められている点が評価されます。また、利用者のセルフマネジメントを推進するための手法を取り入れ、成果を定期的に評価している取り組みは、利用者の自立度の維持・向上に貢献しています。介護予防ケアマネジメントにおいては、198人の要支援1・2の対象者のうち、90%が状態を維持または改善した点も重要な成果と言えます。地域のニーズに応えた効果的な支援を続け、住民の生活の質の向上に向けた取り組みを期待しています。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	事業間連携を推進する取り組みとして、さまざまな活動が評価されます。在宅医療・介護連携推進事業の相談窓口を活用し、また生活支援および就労的活動支援コーディネーターと協議することで、地域内の高齢者ニーズを的確に把握していることが重要です。さらに、認知症関連チームとの情報共有も円滑に行われ、連携体制が整っている点は、支援の質を高める一助となっています。医療関係者との合同事例検討会や勉強会を年間11回実施しており、地域の医療と介護の連携強化に貢献しています。今後も、地域活動促進のために各関係者と協力し、住民ニーズに応える支援を展開されることを期待しています。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の ☒ 有 ☐ 無

3. 事前資料に対する指摘：別紙のとおり

4. 長寿社会課による総合評価

総括	業務の質向上に努めていますが、相談票の記録や支援方針の明確化が課題です。関係機関との連携を強化しつつ、記録の適正化を進めることが求められます。
----	---

5. 改善事項

相談記録やモニタリング方法の明記が不足しています。センター内協議結果、緊急判断、支援方針を記録し、包括支援の透明性と一貫性を高めてください。



佐世保市長寿社会課 課長 森 紀彦

令和7年度(対象年度：令和6年度) 地域包括支援センター現地確認の結果

包括名（吉井）

資料	指摘事項
①令和6年度4月から10月までの新規相談票 5件程度	総合相談支援を受け付け後、センター内での協議の結果について記録がなく、どう判断しているのか見えませんでした。センター内で3職種での協議はどうされているのか、結果どう判断したのか、特に緊急性の判断をすることは、総合相談のマニュアルに記載していますので、その実施状況を記録として記載してください。
②成年後見制度（任意・法定）につながった、またはつなげようか迷ったケースの記録。	指摘事項なし
③虐待ケースの支援経過記録（2～3件程度）	R6年度から虐待ケースの発生件数は増えていますが、担当者によって捉え方に差がないように統一をお願いします。市や関係機関と連携をとりながら対応され、記録もきちんと整理されています。ケースによっては事実確認までの期間があいているケースも見受けられましたので、緊急受理会議後はなるべく早く対応していただけるようにしてもらえたらと思います。
④虐待相談や困難ケースで長寿社会課保健師が同行訪問した相談票 5件程度	市が困難ケースの相談を受けた時に、同行している場合が多いと感じました。虐待も困難ケースも主は包括ですが、包括としての判断や支援方針が経過記録にはありませんでしたので記載をお願いします。

⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・事業対象者のケアプラン一式5件。 →包括作成分3件（うち新規プランを1件以上） 委託分を2件（通所型又は訪問型サービス）	①去年も指摘してましたが、一部の記録に、モニタリングの方法や記録不備があります。特にモニタリングの手法（訪問か電話か）の記載が見られないことがありました。指定介護予防支援のモニタリングの考え方の確認が必要で、センターマニュアルのP7に記載していますので、再度所内で確認する場を作ってください。特に、『8）モニタリング4利用者宅を訪問しない月』の考え方について記録を見ると異なる方もいるように見えてしまいました（訪問しない月は、事業所からもモニタリングもらえば、地域包括支援センターから本人へ直接面接や電話等で確認しないでいいと見えてしまいます）。 ②居宅支援事業所への委託ケースは、地域包括支援センターとしての関与が必要になりますが、委託先の経過やモニタリングの実施はされているようですが、地域包括支援センターとしての活動や判断などはどうされているのか記録がないため、地域包括支援センターの仕事内容が見えませんでした。記録をしていってください。
---	--

佐世保市宇久地域包括支援センター業務評価結果

1. 地域包括支援センター業務評価について

大項目	長寿社会課による評価・意見
組織運営体制	今年度は業務全体の改善が見られ、特に認知症を抱える高齢者支援や生活支援コーディネーターとの連携が依然として継続していることを評価します。自己評価に基づき、事業計画における重点目標の設定や達成状況の分析が行われ、項目ごとに課題に対する対応策が着実に講じられています。 職員1名という中で、直実に業務を遂行されていることは評価されます。
総合相談支援事業	年度は、全項目において評価指標を満たしていることから、昨年に比べてさらに体制が強化されていることが把握できました。特に、地域包括支援ネットワークの構築においては、関係機関との連携が強化され、26件の照会を受けた高齢者福祉分野以外の機関からの対応も行われており、複合的な課題に対する体制が整備されている点が評価されます。また、相談件数は昨年度上回る216件となっており、地域ユニットとしての信頼性が高まっていることを示しています。さらに、支援を拒否する高齢者に対する3件のアウトリーチも実施され、今後の支援の展開にもつながる取り組みを期待しております。これらの実績は、離島特有の課題を抱えながらも、全体的な支援体制の強化に寄与しております。
権利擁護事業	昨年度に引き続き、成年後見制度の普及啓発や消費者被害、高齢者虐待における対応策の整備が進められている点を評価します。特に、職員全員が権利擁護に関する研修を受講していることで、離島という特殊な環境の中でも質の高い支援が提供できる体制が整っていることに感謝いたします。 離島特有の事情や対応できる職員の人数が限られていることから、権利擁護に関する相談件数が1件、成年後見制度の申立て支援件数が0件であることも理解しております。このような状況下でも、万が一の事案発生時には、適切に対応いただけるよう、日頃からの準備と関係機関との連携を引き続きお願いします。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	離島という特有の環境下で、多職種連携や地域関係者とのネットワーク構築に引き続き注力いただいていることを評価いたします。、職員数が限られているため、地域ケア個別会議の開催が難しい状況は理解しております。現状の中で、可能な限り多職種とのネットワークを活かして情報交換を行い、必要な支援を地域社会に提供していただきたいと考えています。 また、市町村の方針に沿った介護予防サービス計画の検証についても、可能な範囲で対応をお願いします。他の包括的ケアの事例を参考にしながら、地域全体のケアマネジメント支援の質を向上させられるよう努めてください。引き続き、地域の特性を活かしつつ持続可能な支援体制の強化を期待しています。
介護予防ケアマネジメント 介護予防支援	昨年度からの取り組みとして、介護予防ケアマネジメントの手順をしっかりと記録し、かつ市町村から示された基本方針に基づく自立支援や重度化防止を進めていることを評価いたします。また、介護予防ケアマネジメントの対象者のうち、81%が要介護状態に移行せずに状態が維持または改善している点も、大変意義深い成果です。 一方で、離島という地域特性からインフォーマルな支援が少なく、新たな活動を始めることの困難さが理解されます。記録上は状況の改善が見られなくとも、地域の限られたリソースを最大限に活用し、現実的な支援を継続してください。
包括的支援事業 (社会保障充実分)	昨年度からの取り組みとして、島内のサロンにおける介護予防普及啓発活動や認知症地域支援推進員との協力による情報提供が行われ、地域住民の認知症に対する理解と予防意識の向上に寄与されたことを評価します。今後も市の認知症地域支援専門員や理学療法士と連携し、継続した支援を期待します。 一方で、在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口への相談や、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施が行われていない点については、地域の特性を考慮しつつ可能な限り取り組んでいただきたいと考えております。 生活支援コーディネーターの協力体制は良好に保たれており、その点は継続して充実を図ってください。限られたリソースを最大限に活用し、地域の高齢者が安心して暮らせる環境作りに貢献していただけることを期待しています。

2. 地域包括支援センター現地確認の実施

現地確認の 有 ・ 無
有無

3. 事前資料に対する指摘：実施なし

4. 長寿社会課による総合評価

総括	離島という特殊な環境下において、限られた人員とリソースを活用し、介護予防や認知症支援、権利擁護を含めた多岐にわたる業務を適切に遂行しており、地域社会の信頼を得ています。今後も継続的な取り組みと多職種連携の深化を期待します。
----	---

5. 改善事項

特にありません



(様式2-3)

令和 8年 3月 4日

佐世保市早岐地域包括支援センター業務評価に係る改善結果報告書

佐世保市長寿社会課

課長 森 紀彦 様

(委託法人) 社会福祉法人 朋友会

理事長 原田 修嗣

(公印省略)

地域包括支援センター業務評価に係る改善結果を下記にご報告致します。

改善事項	長寿社会課による意見	改善報告(計画)及び実施時期
職員の雇用の取り組みについて	1年間欠員が生じています。安定した雇用につながるような体制整備をお願いします。	別紙のとおり

(様式)

地域包括支援センター職員採用等計画書

令和 8年 3月 4日

届出者 所在地 佐世保市指方町5040番地3
法人名 社会福祉法人 朋友会
代表者職・氏名 理事長 原田 修嗣

地域包括支援センター人員体制において、下記のとおり、欠員状況を報告するとともに、欠員が生じていることに対して、職員採用等計画に沿って職員配置を行います。

記

センター名	佐世保市早岐地域包括支援センター
-------	------------------

【R8.2.1時点の欠員状況】

対象職種 (準ずるものを含む)		欠員数
基本配置3職種	保健師	0人
	社会福祉士	0人
	主任介護支援専門員	0人
追加配置職員		3人
事務職員		1人

【採用計画】

各欠員人数分記入してください

該当するものに○をしてください

配置方法	新規採用見込	法人内で確保	常勤換算方法
(新規・常勤換算の場合) 求人方法	現在のハローワークへの求人に加え、有料の求人広告の活用を検討します。また、既存で連携がある大学等への求人を検討します。		
配置予定職種	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等 事務員
採用予定日	令和8年9月末までに順次採用することを予定します。		

配置方法	新規採用見込	法人内で確保	常勤換算方法
(新規・常勤換算の場合) 求人方法			
配置予定職種	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等 事務員
採用予定日			

(様式2-3)

令和 8年 2月 26日

佐世保市清水地域包括支援センター業務評価に係る改善結果報告書

佐世保市長寿社会課

課長 森 紀彦 様

(委託法人) 社会福祉法人 佐世保白寿会
理事長 富永 雅也
(公印省略)

地域包括支援センター業務評価に係る改善結果を下記にご報告致します。

改善事項	長寿社会課による意見	改善報告(計画)及び実施時期
職員の雇用の取り組みについて	1年間欠員が生じています。安定した雇用につながるような体制整備をお願いします。	別紙のとおり

(様式)

地域包括支援センター職員採用等計画書

令和 8年 2月 26日

届出者 所在地 佐世保市鹿子前町904-1
法人名 社会福祉法人 佐世保白寿会
代表者職・氏名 理事長 富永 雅也

地域包括支援センター人員体制において、下記のとおり、欠員状況を報告するとともに、欠員が生じていることに対して、職員採用等計画に沿って職員配置を行います。

記

センター名	佐世保市清水地域包括支援センター
-------	------------------

【R8.2.1時点の欠員状況】

対象職種 (準ずるものを含む)		欠員数
基本配置3職種	保健師	0人
	社会福祉士	1人
	主任介護支援専門員	0人
追加配置職員		0人
事務職員		1人

【採用計画】

各欠員人数分記入してください

該当するものに○をしてください

配置方法	新規採用見込	法人内で確保	常勤換算方法
(新規・常勤換算の場合) 求人方法	自法人HP・求人媒体・社員紹介制度・企業説明会		
配置予定職種	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等 事務員
採用予定日	2026年8月31日予定		

配置方法	新規採用見込	法人内で確保	常勤換算方法
(新規・常勤換算の場合) 求人方法	自法人HP・求人媒体・社員紹介制度・企業説明会		
配置予定職種	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等 事務員
採用予定日	2026年8月31日予定		

(様式2-3)

令和8年3月9日

佐世保市大野地域包括支援センター業務評価に係る改善結果報告書

佐世保市長寿社会課

課長 森 紀彦 様

(委託法人) 株式会社 あいず

代表取締役 西 晃一郎
(公印省略)

地域包括支援センター業務評価に係る改善結果を下記にご報告致します。

改善事項	長寿社会課による意見	改善報告(計画)及び実施時期
職員の雇用の取り組みについて	1年間欠員が生じています。安定した雇用につながるような体制整備をお願いします。	別紙のとおり。

(様式)

地域包括支援センター職員採用等計画書

令和7年3月9日

届出者 所在地 佐世保市相生町2番35号
法人名 株式会社あいず
代表者職・氏名 代表取締役 西 晃一郎

地域包括支援センター人員体制において、下記のとおり、欠員状況を報告するとともに、欠員が生じていることに対して、職員採用等計画に沿って職員配置を行います。

記

センター名	佐世保市大野地域包括支援センター
-------	------------------

【R8.2.1時点の欠員状況】

対象職種 (準ずるものを含む)		欠員数
基本配置3職種	保健師	0人
	社会福祉士	0人
	主任介護支援専門員	0人
追加配置職員		1人
事務職員		0人

【採用計画】

各欠員人数分記入してください

該当するものに○をしてください

配置方法	新規採用見込	法人内で確保	常勤換算方法
(新規・常勤換算の場合) 求人方法	自社サイト、求人検索エンジン、ハローワーク、人材紹介		
配置予定職種	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等 事務員
採用予定日	8年 10月 1日		

配置方法	新規採用見込	法人内で確保	常勤換算方法
(新規・常勤換算の場合) 求人方法			
配置予定職種	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員等 事務員
採用予定日			

令和8年3月9日

佐世保市吉井地域包括支援センター業務評価に係る改善結果報告書

佐世保市長寿社会課

課長 森 紀彦 様

(委託法人) 社会福祉法人 あしたば会
理事長 原田 良仁
(公印省略)

地域包括支援センター業務評価に係る改善結果を下記にご報告致します。

改善事項	長寿社会課による意見	改善報告(計画)及び実施時期
相談票やケアプランの記録について	前回同様に、モニタリングの方法や記録不備がありました。マニュアルに沿って適正に処理をお願いします。	・3月の職員会議にてマニュアルを再度確認し、モニタリング時の記録を統一した。 ・月に一度、主任ケアマネによる記録の確認と指導を行う。(記入漏れがないかの確認) ・毎月、職員会議の都度、各職種マニュアルを見直し、自身ができているかの振り返りの時間を設け、結果についてはセンター長が個別で面談を行う。

令和8年度 地域包括支援センターの 業務委託について

令和8年度佐世保市地域包括支援センター運営体制と業務委託

令和8年度の運営体制は次のとおり。法人からの継続意向や今年度第2回運営協議会にて一定の評価をいただいたことから、現受託法人へ継続して委託する予定。

委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

センター	運営委託予定法人	人員体制				高齢者人口※1	委託料予算額（円）
		常勤	非常勤	事務補助	計		
早岐	社会福祉法人 朋友会	9	0	1	10	14,274	54,908,000
日宇	社会医療法人財団 白十字会	5	0	1	6	7,789	35,177,950
山澄	医療法人 光省会	7	0	1	8	10,642	46,904,000
中部	社会福祉法人 幼老育成会	4	0	1	5	5,654	29,315,000
清水	社会福祉法人 佐世保白寿会	5	0	1	6	8,189	35,178,000
大野	株式会社 あいず	8	0	1	9※2	10,596	52,767,000
相浦	医療法人 愛健会	9	0	1	10※3	13,257	54,266,440
吉井	社会福祉法人 あしたば会	4	0	1	5	6,774	29,315,000
合計		51	0	8	59	77,175	337,831,390

※1 は高齢者人口はR7.10.1現在（第1号被保険者数）

※2 大野は宇久地区編入のため人員増

※3 相浦は高島配置看護師を含む

令和 8 年度 地域包括支援センターの運営 方針及び事業計画について

令和 8 年度佐世保市地域包括支援センター運営方針

議題 3-資料

- 市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「佐世保市地域包括支援センター運営方針」を定めている。

(根拠法令：介護保険法第 115 条の 4 第 1 項)

各地域包括支援センターは、この運営方針に基づき、業務遂行のためにセンターの目的や業務内容に沿った年度ごとの事業計画を立て、計画における重点的に取り組む事項を反映した具体的な活動を行っている。

令和 8 年度佐世保市地域包括支援センター事業計画

- この計画は、市が毎年度実施している各センターの業務の遂行状況の評価の基準としている。

センターから提出された計画は、運営協議会に評価・意見を伺い、センターの業務向上に向けてどのようにサポートしていけばよいか等検討するなどの活用を図る

令和8年度佐世保市地域包括支援センター運営方針【案】

佐世保市保健福祉部長寿社会課

基本的な運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

- ・自助努力を基本に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するための支援体制整備
- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
- ・高齢者の社会参加や生きがいづくりによる介護予防の推進

(2) 地域のニーズに応じた業務の方針

- ・地域のニーズに即した事業の展開
- ・地域が抱える課題の解決

(3) 地域包括支援ネットワークの構築方針

- ・関係機関と連携し把握した地域課題を解決するための、仕組みづくりとネットワークの構築
- ・高齢者虐待及び消費被害について、正しい知識と理解を持ち、発生した場合の適切な支援と未然に防ぐ関係づくり
- ・生活支援コーディネーターと緊密に連携・調整できる体制づくり

(4) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業等)の実施方針

- ・高齢者の自立支援・重度化防止等を図るための適切なアセスメントの実施
- ・セルフマネジメント定着のため、指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実施方針

- ・圏域及び委託先の地域の介護支援専門員が、相談できる体制の確保
- ・定期的な情報交換会や勉強会の開催などによる介護支援専門員の資質向上
- ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域全体を対象とする適切なケアマネジメントの推進
- ・地域の職能団体や医療機関等との、適切なケアマネジメントを目的とした医療と介護の連携による体制づくり
- ・生活支援体制整備事業における協議体への参画

(6) 地域ケア会議の運営方針

- ・個別ケースの課題解決や分析を行うことによる地域課題の把握
- ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上
- ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(7) 市等との連携方針

- ・市等の公的機関や関係機関と日常的に連携を図るとともに、相互に協力できる関係づくり

(8) 公正・中立性確保のための方針

- ・「公益的な機関」として、関係性を特定の事業者等に不当に偏ることなく、公正で中立性の高い事業運営の実施

(9) 認知症施策への協力方針

- ・認知症の人やその家族を地域で支えるため、関係機関との連携や地域の協力を得ながら継続的な支援の実施
- ・認知症の早期診断や早期対応に向けて、医療機関や認知症地域支援推進員との連携、協力体制の整備

(10) 地域共生社会の実現に向けての方針

- ・重層的支援体制整備事業の推進
- ・子ども・障がい・生活困窮といった分野の関係機関との連携、協力

令和8年度 佐世保市早岐地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市早岐地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
宮・広田地区	宮地区は新築住宅が建ち人口が増加する中、地域住民のつながりが深く、助け合いの意識も高い地域。民生委員や老人クラブの方を中心とした地域活動、住民主体の通いの場での介護予防活動などが熱心に行われている。路線バスが廃止となる中、“地域全体で支え合うまち宮”のもと、自治協議会が主体となり、買い物外出、ゴミ捨ての生活支援ボランティア「宮生活おたすけ隊」を発足されている。 広田地区はショッピングモールもあり、買物など日常生活を送る上で利便性が高い地域。若い世代が多いことから、昔ながらの関係が若干薄い面がみられることもあるが、地域活動などで交流をもち世代間で支え合うまちづくりを推進されている。
三川内地区	高齢化率が高い中、住民のつながりが深く地域行事も盛んな地域。地域の方が中心となり、高齢者の方の閉じこもり防止や介護予防を目的とした住民主体の通いの場での活動が熱心に行われている。地域をあげてコスモロードを整備されるなど環境美化にも取り組まれている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など地域全体での支え合いを推進されている。
針尾・江上地区	針尾地区は高齢化率が高い中、民生委員の方などを中心に、介護予防やサロン活動など身近な場所で交流できる集いの場を運営されている。また、民生委員や自治協議会の方を中心としたご高齢者の見守り活動など、支え合いの地域づくりを推進されている。江上地区は自治協議会を中心に地域行事や身近な場所への通いの場づくりなどが熱心に行われている。包括や長崎国際大学の介護予防イベントへの協力や、地域支え合い推進会議での話し合いをきっかけとした、各バス停へのベンチ設置など、地域全体での支え合いを推進されている。
早岐地区	他地域と比較して人口・高齢者数ともに多い地域。中心地は交通の便が良く、スーパーや病院なども多く社会資源が充足している一方、山沿などでは日常生活面で不便な地区もあり、公民館活動や身近な場所での住民主体の介護予防の取り組みも盛んに行われている。公営住宅に長年住む高齢者夫婦や高齢者のみの世帯も多く、地域で孤立している方もみられることから民生委員の方による見守り活動が熱心に行われている。包括の介護予防イベントへの協力や、地域課題の解決に向けた生活ニーズ調査など、支え合いの地域づくりを推進されている。

3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・口腔ケアや栄養食事などセルフマネジメント定着の推進による介護予防・重度化防止	・ご本人やご家族のご意向、心身状態や置かれている環境などを勘案したアセスメントを実施し、ご本人の意欲を引き出す自立支援の視点をもったケアプランを作成する。 ・フレイルや転倒など要介護状態になる要因にアプローチしたケアマネジメントを実践する。また、口腔ケアや栄養食事など日常生活でのセルフマネジメントの定着による介護予防・重度化防止を推進する。 ・地域ケア個別会議での専門職からの助言や自宅訪問などを通して、運動機能の改善だけではなく地域活動やインフォーマルサービスなどを活用した生きがいにつながる支援を実践する。 ・専門職が短期間・集中的に関わり、実現したい目標を設定することで生活機能の改善が図られる方は「きらっと元気教室」の利用を検討するなど心身状況や生活環境に応じたケアマネジメントを実践する。

包 括 的 支 援 事 業	【総合相談支援事業】 ・障がいなど各分野の関係機関と連携した重層的支援体制整備事業の推進	・障がい福祉や生活困窮など世帯が抱える複雑化・複合化したご相談を一体的に受け止め、必要に応じて多機関協働事業を中心とした重層的支援会議を活用しチームとして対応する。 ・介護に関するご相談に対して、ご自宅訪問によるご本人の心身状態や住居環境などの状況把握を行い、適切な介護サービスやインフォーマルサービスを活用した支援を行う。 ・ご高齢者が出来る限り在宅での生活を継続できるよう、入退院時における医療機関をはじめ、リハビリテーション専門職や介護サービス事業所などと連携を図り状況に応じた支援を行う。 ・自治協議会や地域行事などへの参加をはじめ、老人クラブでの講話など積極的に地域に出向き、ご高齢者の身近な相談機関としての周知活動を行う。
	【権利擁護事業】 ・認知症の症状や置かれている環境などに応じた成年後見制度の利用促進	・成年後見制度については、認知症による判断能力低下で財産管理などに不安があるご高齢者に対し、置かれている環境などを十分に勘案し、必要に応じて市長申立てを含む申立て支援を行う。また、複雑で支援困難なケースは中核機関の専門職会議において司法や医療などの方々と連携した支援を行う。制度の利用促進に向けては佐世保市の基本計画に沿って地域住民への普及啓発を行う。 ・ニセ電話詐欺などの消費者被害については、警察署や消費生活センターなどの佐世保市消費者被害防止ネットワークと連携した対応を図るとともに、講話や広報チラシの配布などにより地域住民への注意喚起を行う。 ・高齢者虐待については、相談受付時から虐待の可能性の視点を持ち、日常的に民生児童委員や介護支援専門員の方々と連携をとり早期発見・早期対応を図る。虐待の疑いがあるケースは状況などから緊急性を判断し長寿社会課と協働した対応を図る。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・生活支援コーディネーターなど関係機関との情報共有、相互協力による「支え合いの地域づくり」の推進	・地域ケア個別会議を定期的開催し、個別ケースにおける専門職からの助言や自宅訪問などを通して自立支援・重度化防止に視点を置いた支援内容を検討する。検討した全ケースについてモニタリングなどから状況を把握し継続した支援を行う。 ・地域ケア個別会議や地域活動などで把握した地域課題や好事例について、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会など関係機関と情報共有し、相互協力による「支え合いの地域づくり」を推進する。 ・ケアマネ交流会などでの事例検討や意見交換、日常業務に関連する関係部署からの講話を通して、地域の介護支援専門員の自立支援・重度化防止に対するケアマネジメント力のスキルアップを図る。 ・地域の介護支援専門員が支援困難なケースに関わっている際には、必要に応じて助言や同行訪問のサポートを行うなど、実践力の更なる向上につながる支援に努める。
	【一般介護予防事業】 ・多職種連携による多世代の地域住民に向けたフレイル予防の啓発	・フレイル予防や生活習慣病予防、お口の健康に関する講話など、老人クラブや通いの場に出向いた健康教育を行い、地域住民の介護予防や健康寿命の延伸への理解を深める。 ・いきいき百歳体操などの通いの場にリハビリテーション専門職や管理栄養士などに参加していただき、栄養・食事、認知症、服薬などの講話や体力測定の協力を得ることにより地域介護予防活動の更なる活性化と質の向上を図る。 ・通いの場での「物忘れプログラム」などにより認知症の方の早期発見に努め、適時、医療機関の受診や介護サービスの利用につなげる。また、必要に応じて座学・運動・知的活動のプログラムを集団で行う「脳活教室」を活用した支援を行う。 ・家族や友人との定期的な交流がなく、外出の目的が通院や買い物のみなど閉じこもり傾向にあるご高齢者に対しては、「元気アップ教室」などを活用し、社会参加への促しや運動する習慣が身に着く支援に努める。

4. 総括

活セ地 動ン域 目タ包 標―括 とと支 課し援 題て の	(活動目標) ・ご高齢者をはじめ多世代の地域住民の皆さんが健康増進やフレイル予防に関心を持ち主体的に取り組む動機づけとなるよう、多くの地域住民が参加されるコミュニティセンターまつりにおいて、歯科医師・薬剤師・管理栄養士・理学療法士の専門職、事業所や長崎国際大学の方など多職種が連携したイベントを開催し、それぞれの立場に応じた啓発活動や来場者への助言・相談対応などを行う。 ・認知症の方の早期発見に努め、適時、医療機関の受診勧奨や適切なサービスなどを活用した支援を行う。また、状況に応じては認知症地域支援推進員などと連携した認知症初期集中支援チームとしての対応や、行方不明になる心配があるご高齢者に対しては、「佐世保市認知症高齢者見守り支援事業」などの制度を積極的に活用し、ご本人やご家族が安心して生活が継続できる地域共生社会の実現に努める。 (課題) ・多世代の地域住民に向けた健康増進やフレイル予防に関するイベントを継続的に開催していくための専門職や事業所、若い世代の方々などとの多職種連携と運営方法の確立。
---	--

令和8年度 佐世保市日宇地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市日宇地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日宇地区	【大和町】西・北・東の3地区に分かれており、西は山澄包括担当となっている。北大和は地域にあるグループホームとの連携が取れており、介護予防活動に限らず町ぐるみの活動や繋がりが定着している。高台まで住宅が広がっており移動手段が課題であるが、一部の地域では乗り合いタクシーが運行。北も東も民生委員が中心となって活発なサロン活動が毎週行われているが、北はもともと高齢のサロン参加者が多く、参加者の入れ替わりも少なくない。 【日宇町】地区は3組に分かれている。各地区サロン活動は行っているが、2組はサロン主催者の事情により1組と合同となり週1回のサロン活動を継続。大和町と同様、高台まで住宅が広がっており移動手段が課題だが、一部の地域では乗り合いタクシーが運行。サロンの場所によっては介護老人福祉施設の送迎支援協力が継続できている。 【白岳・沖新町】新興住宅地や大型スーパー近辺にアパートが多く、町内会に未加入の若い世代も多い。白岳2組は結束力が強く、地区の見守りや公民館での活動も根付いている。他の地区は高齢者数も少なく、サロン活動には至っていない。
黒髪地区	市内一広い町で日宇圏域全人口の約3分の1にあたる。また、令和5年のデータだが、圏域の高齢者数の3分の1以上の数を占めている町でもある。7地区に分かれており、昔から住んでいる地元住民と、団地として宅地化した大きな住宅地が交じり合う地区でもあり、各自治会に個性がある。6地区にて週1回のサロンを実施していたが、高齢化に伴い参加者が死亡や介護認定を受け、2地区のサロンが閉会や休止中、活動を継続している4地区は参加人数が多い。日宇や大和と同様、高低差があり交通や買物の利便性が悪い地区が広範囲にあり、地域活動の拠点である公民館への移動距離も長く坂道である。バスが廃線になった箇所に乗合タクシーが通っている地区もあるが、移転したスーパーが行っている買物送迎車を利用されている方も多く、コミュニティーの一つとなっている。
大塔地区	【卸本町】近隣にスーパーが増え、平地でもあり買い物は便利な地区になった。地域活動については消極的だったが、ここ数年民生委員がリーダーとなり週1回のサロン活動を継続、男性参加者もすこしずつ増えている。また、地区にある地域密着型の事業所は、コロナ明け以降徐々に町内活動に参加再開をしつつある。 【大岳台町】高齢化率が圏域で一番高く、民生委員の定期訪問から相談される方多い。新興住宅地として約50年が経過した地区であり、町内で毎年桜まつりや秋祭などを開催する結束力があり、昨年は圏域初の有償ボランティア団体が発足、週1回のサロン活動も活発である。町内は高低差の低い土地で移動しやすいが、バスの便数がかなり少なくなっており、利便性は悪い。 【大塔町】アパートや開発が進んでいる地区で、新しい町も増えており若い世代が移住してきている。大型スーパーもあり概ね平地で買物は支障が少ないが、一部山間地で利便が悪い場所もある。住民同士の繋がりはあるが、町内活動に消極的な一面もあり、町内をけん引できるマンパワーが欲しい地区でもある。少人数ではあるが、週1回サロン活動をしているグループあり、障害者相談支援事業所兼就労事業所とも交流はある。 【もみじが丘町】新興住宅地で新たな一町となり約30年が経過、高齢化率は圏域の中では低い、今後高齢化が一気に進むことが予測される。一方、県営・市営住宅が何棟もあり、人の出入りの把握が難しく、独居や高齢者世帯が増えてきている。4地区に分かれており経済面など家族構成の差が大きい。3地区は週1回のサロン活動継続、内1地区では自治会で保健福祉部を創設し、役員により独居の方に声かけ訪問活動を毎月、町内清掃などの活動を継続できている。 【ひうみ町】白岳町や大塔町などにまたがる新興住宅地。徐々に家が増えており、地区の児童数も増えている。黒髪町から移転したスーパーでは買物送迎車が運行、送迎範囲内に全圏域が含まれており利用者数も多い。また、生活支援コーディネーターがスーパーに働きかけ、お買い物と体操のコラボ企画として「ららトレ」をスタート、新たなサロン活動の形式として参加者は常に満員で高評であり、モデル化して他地域の系列スーパーでの取り組みも期待できる。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・適切なアセスメントとマネジメント ・セルフマネジメント定着	・生活環境や日常生活の状況など、地域とのつながりも含めて総合的にアセスメントを行い、御本人の希望や意欲、生きがいを引き出していく対話の実践 ・介護予防の必要性について説明し、自立支援の観点をふまえ、サロン活動への参加や生活支援サポーター等の自助互助に基づいた、社会資源の活用提案の推進 ・セルフマネジメント定着において、達成感を感じられる目標設定や自助・互助の力の促進
	【総合相談支援事業】 ・チームアプローチによる多様な相談支援対応	・総合相談力や認知症に関する正しい知識と対応技術に基づき、診療や介護保険サービス利用等に繋ぎ、見守り登録や地域ネットワーク形成も図るなど、継続的な支援の実施 ・多様な問題においては他分野・多機関と連携を図り、解決に向けた協働の継続（重層的支援体制整備事業における連携強化）
	【権利擁護事業】 ・権利擁護の普及啓発 ・安心な暮らしを支えるための成年後見制度の活用推進	・警察と連携した特殊詐欺等の情報を、定期的に通所型事業所や訪問型事業所、居宅介護支援事業所等に発信して、啓発を促進 ・全職員が支援する方の権利擁護への意識を高めて、早期に関係機関に繋ぐことができる ・民生委員やサロン等に向けて、高齢者虐待の防止、成年後見制度等の権利擁護について、啓発普及活動 ・サービス事業所や居宅介護支援事業所に向けて虐待防止への意識を高める為に、予防の視点の普及啓発
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域支援ネットワーク形成の推進	・地域ケア個別会議を通して、ケアマネジャーや事業所等参加者が、自助互助の考え方やセルフマネジメントを高める視点を身に着ける ・助言者の同行訪問等により、その方に応じた専門職のアウトリーチ支援の充実 ・地域課題において生活支援コーディネーターと情報共有し、地域の自主的な取り組みとも連携を図り、地域資源充実への支援 ・地区ボランティア活動の後方支援として定例会への参加 ・地域住民に関わる医療機関やサービス事業所等、様々な地域の社会資源とのネットワーク形成の推進と、包括への相談や情報集約できる連携の強化 ・圏域の居宅介護支援事業所と定例会を開催し、相談しやすい体制づくりや情報の共有・資質向上へ貢献
	【一般介護予防事業】 ・地域の自主活動の充実に向けた支援 ・地域住民個々への介護予防活動の普及	・既存のサロンにおいては、包括からの支援に加え、サロン後方支援体制（日宇よかよかネット）へ加入している事業所との連携の調整や、活用の推進 ・それぞれのサロンに応じて、セルフマネジメント力を高める生活習慣病予防や認知症予防等の健康教育を、計画的に実施 ・全サロンにおいて、定期的に体力テストを実施、前回の測定値との比較等より、気になる結果の方へ個別のアプローチを実施（きらっと元気教室の活用） ・定期的にインボディ測定実施、得たデータに基づき、適宜管理栄養士による個別指導や講話の提案を行う ・サロン自らが介護予防活動の充実が図れるように、レクリエーション指導者等の多様な情報を発信し、互助の力を強化する支援 ・ファイブコグを圏域希望サロンへ実施、長寿社会課と共同し、TDASやMSPの普及促進を行い、認知症予防や早期発見を実施

4. 総括

し地 て域 の包 括 動支 目援 標セ とン 課タ ー と	【活動目標】 ・地域住民自身、高齢者自らが介護予防に取り組み、セルフマネジメントできる自助・互助の考え方の普及啓発と、医療・福祉事業所も一体となり、見守り気付きあえる地域ネットワーク形成の促進 【課題】 ・多世代を含む複雑化した課題に対応できる職員の育成と人員確保 ・重層的支援体制を活用するための連携強化 ・ICT活用と業務効率化の推進に伴うワークライフバランスの定着や離職対策を講じた人材確保
---	--

令和8年度 佐世保市山澄地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市山澄地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
圏域共通	圏域の後期高齢者は高齢者の約6割を占めており、地域を担ってきた方たちにおいても、高齢化やフレイル・プレフレイルの段階に入ってきた。役割の喪失、地域づくりを担う担い手不足が加速している。フレイル・プレフレイル層の相談を早期に受け、専門職と連携していく体制を継続していく。また、8050問題や老老・認認介護、経済的困窮といった、複雑な背景を抱えた高齢者やその家族に対して、地域包括支援センターだけで対応することが困難なケース対応について関係機関との連携を強化しつつ支援を行っていく。
山澄地区	白南風地区では、生活の見守りと粗大・不燃ごみのごみ出しを中心とした生活支援を展開。地域住民だけでなく、介護保険事業所や圏域の学生と協働したさらなる発展が期待できる。潮見地区に多くあるマンション群に関して、独居高齢者や高齢者世帯が増加していることは明らかになっている。プランナーやSCと協働し地域アセスメントを行い、そこに住む高齢者にとっての自立した暮らしができるよう自治体などへの協働を継続していく。
南地区	自治協議会を中心とした地域の担い手不足の課題はより一層深刻化しており、自治協議会も課題と感じている。また、圏域のなかでも要介護・要支援認定率が市内平均よりわずかに高い。斜面密集市街地のひとつである東山町をはじめとした斜面地が多く、フレイル・プレフレイル状態の高齢者の外出意欲を妨げる要因のひとつであり早期から介護予防に取り組む体制作りや、自治協議会の部会のひとつである賛助会部会との連携を図ることで、地域の課題を地域で解決するばかりでない、地域と企業・医療などといった共創社会をモデル的に取り組んでいく。
崎辺地区	自治協議会や介護予防団体といった住民主体の活動が活発である一方で、支え手側の健康問題や次世代の支え手不足など、今後を見据えた活動の継続という視点がやや希薄という視点で不安が残る。また崎辺地区だけでなく、圏域の介護保険事業所や医療機関とも連携・協働することでフレイル・プレフレイル高齢者の自立支援を目指す必要がある。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的	【介護予防ケアマネジメント事業】	・介護予防ケアマネジメントにおいて、初回相談対応からフレイルドミノの連動性を意識したアセスメントを行い、プランナーと共に自立支援についての共通認識を持つ。 ・特に、新規介入のケアプランやセルフマネジメントに着目するケースに関しては、社会参加・生活範囲・心・栄養・運動・口腔・身体機能といったフレイルドミノに加え、MCI・SCIといった認知機能を軸に多職種協働でアセスメントを行う。
	【総合相談支援事業】	・フレイル・プレフレイルの早期対応を意識していく。このような方は、本人自身からの困り感が表出されなくても、社会参加をはじめとした自分自身への興味関心が低下している。これらを取り戻す相談援助を積極的に行っていくことで地域住民の自分らしい暮らしの継続につながると考える。 ・地域の担い手となっている方たちが、自ら介護予防に取り組む体感したことを地域住民に啓発できるようにする。 ・多機関と多角的な視点での情報共有し、フレイルドミノの連動性を意識したアセスメントをすることでその人暮らしを取り戻す支援を行う。

的 支 援 事 業	【権利擁護事業】	・経済的困窮・虐待疑い・ケアラー支援など、多重課題である高齢者に対して関係機関に加え、地域住民の理解や協力を引き続き得られるよう継続して啓発していく。 ・「誰もがなりうる可能性がある」認知症については、未だネガティブイメージが根強い状況。認知症に関連する事業なども地域住民と共に取り組み、その人らしい暮らしの継続に向けてチームアプローチを継続していく。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】	・入退院時の支援・緊急時の支援・要支援要介護認定に伴う支援者移行時など、ケアマネージャーの後方支援に重点を置き、担当プランナーと共に本人や家族の思いに寄り添った支援を行う。 ・地域ケア個別会議において、事前会議で情報を深めつつ、かつ事後訪問では専門職と共に多角的な視点でアセスメントを行うことで、利用者のその人らしい暮らしの継続に繋がるよう活かしていく。
	【一般介護予防事業】	・介護予防団体において、介護予防・認知症予防、オーラルフレイルや生活習慣病の重症化予防の普及啓発だけでなく、代表者をはじめとしたキーマンが自身の住む地域住民に一次予防・二次予防が発信できるリーダーの育成を目指す。 ・介護予防団体以外でも、地域で暮らす高齢者にとっての通いの場の創出や、支えあいのあり方など、体操だけではない介護予防について、専門職・企業・SCとの協議を重ね、新たな介護予防として多種多様な取り組みに挑戦していく。

4. 総括

とてセ地 課のン域 題活タ包 動ー括 目と支 標し援	地域住民・専門職・医療機関・介護保険事業所・一般企業などの関係機関と積極的に連携することはもちろんのこと、「本人らしい暮らしの継続」に着目した多角的な視点をもとにした共同アセスメントを意識し包括的支援事業を行っていく。
---	---

令和8年度 佐世保市中部地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市中部地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
山手地区	現状：中部地区で高齢化率が最も高い地区。後期高齢者の独居世帯が多い。バス減便に伴い、外出の機会が減少し、買い物支援の要望が聞かれることが多い。地区内に有償生活支援団体が新設された。山間部(烏帽子・田代町)では送迎対応不可のため通所サービスを断られることがある。1ヶ所新規サロンの立ち上げがあり。サロンでは若い参加者が増えているところもあり、しっかりした取組がなされている。 課題：閉じこもり状態や孤立化しないよう適切なサービス検討や民生委員との連携が必要。一部サロンでは参加者の高齢化に伴い参加人数の減少があるため、今後の後継者づくりが課題である。
光園地区	現状：医療機関が充実している。4月に四ヶ町イオン跡地の大型マンション・商業施設が開設予定。買い物先に困り、相生町や京坪町のお店まで行っていた方達の利便性が向上する。昨年立ち上がったサロンも順調に活動している。サロン周辺は坂道や階段が少なく通いやすいため、参加者もほぼ減少していない状況。 課題：マンション住民の把握が難しく、孤立化の恐れがあり。早めに気付くことができるネットワークの維持・構築が課題である。
小佐世保地区	現状：地区内に医療機関が無い地区。坂・階段が多く、身体レベル低下と共に外出困難になりやすい状況。コインパーキングが無く、駐車場確保が難しい方はヘルパー利用が難しくなっている。サロン数は多いが、会場周辺の坂・階段をのぼれず利用が難しくなる方もいる。 課題：買い物支援や外出困難な方への適切なサービス導入と病院受診中断者・サロン中断者の支援が必要である。
戸尾地区	現状：中部地区で独居高齢者の割合が最も高い地区(34%)。マンション住民が中心のサロンは生活上の支え合いもできている様子。一部後継者不在が問題となっているサロンがある。 課題：独居高齢者が多いため、生活上の課題や認知症の進行の気付きが遅れる可能性が高い。またマンション住民の把握が難しく、孤立化の恐れがあり。早めに気付くことができるネットワークの維持・構築が課題である。

3. 独自の取り組み事項

業務	具体的な取り組み内容
【介護予防ケアマネジメント事業】 ・介護予防、自立支援の視点でセルフマネジメントを行う。 ・インフォーマルサービスも活用する。	・介護予防、自立支援の視点での適切なアセスメント・ケアプラン作成を行う。 ・セルフマネジメントを継続し、本人の意欲向上につながる声かけを行い、目標達成に向けた支援を行う。 ・地域ケア個別会議では専門職からの助言をもらった上で、可能な限り専門職個別訪問を行い、介護予防に努める。 ・三職種・第2層SCと連携し、集まりの場や生活支援ボランティアなどの情報を共有して、インフォーマルサービス活用の意識を高め、より良い支援に努める。

包 括 的 支 援 事 業	【総合相談支援事業】 ・包括的な相談支援体制づくり。	・初回相談時は、フォーマル、インフォーマルサービス含め、適切なサービス利用を検討する。 ・介護保険申請希望の場合はできる限り自宅訪問を行い、アセスメントをした上で手続きを行う。 ・相談内容に応じてどの専門職が対応することが望ましいのかを協議し、三職種で情報共有しながら進めていく。支援困難事例は他機関へ相談し専門職の助言を仰ぎ、支援していく。 ・サロン活動や地域の集まりに参加することで関係性を築き、その中で本人や地域の方の相談を受けることで早期対応につなげる。 ・年4回『ほうかつだより』を発行し、地域役員や地域住民・医療機関・介護保険事業所などへ配布し、包括活動の周知に努める。
	【権利擁護事業】 ・高齢者の権利擁護の普及啓発。 ・専門職との連携強化。	・高齢者をターゲットにした詐欺の情報等を集まりの場や広報誌にて注意喚起を行う。 ・独居高齢者、軽度認知症がある高齢者の増加に伴う成年後見制度の活用の普及啓発を行う。 ・家族関係の希薄化による身元保証人問題等、専門機関と連携を行い、支援につなげる。 ・研修や勉強会に積極的に参加し、新しい情報を得て所内で共有する。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア会議を用いた適切なケアマネジメントの推進。 ・第2層SCと協働した関係機関とのネットワーク維持構築。	・第2層SCと共に自治協会合や民児協会合へ参加し、地域課題の把握やネットワーク維持・構築に努める。 ・課題抽出会議に高齢者支援に関わる地域役員や医療機関、介護保険事業所、民間企業の方に参加してもらい、中部地区の高齢者に関する統計や1年間通じて把握した課題を紹介することで地域課題の共有や相談しやすいネットワーク関係の維持・構築を行う。 ・中部地区内の事業所や専門職へ引き続き、社会貢献団体「ちゅーぶ応援隊」への参加を呼びかけ、関係機関との協力体制づくりを行う。
	【一般介護予防事業】 ・サロンの継続、活性化の支援。 ・介護予防の普及啓発と早期介入による介護予防支援。	・サロンや地域の集まりの場に多く参加し、サロンの継続支援を行う。また参加者から情報収集をして、地域の高齢者の困りごと等を把握し早期の支援につなげる。 ・サロンや地域の集まりに出向き、健康教室・介護予防講話を計画的に行い、生活習慣予防・介護予防に対する意識、意欲向上に努める。 ・サロン間の交流を図る目的で年1回サロン交流会を開催する。 ・包括、第2層SCが立ち上げた社会貢献団体『ちゅーぶ応援隊』参加事業所の方達と介護予防体操『ちゅーぶくん体操』続編を作成し、各サロンへ配布し活用してもらう。

4. 総括

し地 て域 の包 括活 動支 援目 標セ ンタ ーと	【活動目標】 ・今後増加が見込まれる身寄りがない高齢者、家族と疎遠な高齢者について関係機関と連携し、適切な支援を行う。 ・認知症がある独居高齢者や高齢世帯の把握と早期介入を行う。 【課題】 ・身寄りがない高齢者や家族と疎遠な高齢者の支援については関係機関（市長寿社会課・生活福祉課・社会福祉協議会など）と連携し適切な支援につなげる必要がある。 ・認知症がある高齢者についての情報把握のため、民生委員との連携強化が必要である。 ・介護予防担当者が交代予定のため、三職種が協働で介護予防支援を行う。
--	---

令和8年度 佐世保市清水地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市清水地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題

(※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
清水地区	街の中心部に近く関係性が稀薄な一面もあるが、自主活動が活発で地域の見守りやゴミ捨てなど個人での助け合いをされている。清水・大久保地区の合同ボランティア団体“あったか清水”が立ち上がってから、生活支援コーディネーターの働きかけによりR5年度より本格的なボランティア活動がスタートしている。地形上、町ごとに山が縦割りとなっており、山の中腹より上の方に住む住民の困りごととは増加。また自宅が車道から離れており移動が困難な高齢者が多い。月1回の住民の集いは基幹型が10年経過。高齢者だけでなく、地域の子ども達との多世代交流がサロンの中で自主的な活動として展開されている。またチームレインボー(サロン支援チーム)の活用にあっても、活発な活動と情報交換の場として機能している。この地区は住民主体の認知症カフェ“陽だまり”が、立ち上げ後6年目を迎える。また配食ボランティア“にじいろ食堂”による月1回無料で手作り弁当の配達を行っており、清水地域食堂も年2回開催している。
大久保地区	清水地区同様、街の中心部に近く関係性が稀薄で自立度の高い高齢者は、社会資源の活用ができているが、外出が困難となると孤立化しており、認知症の相談が増えてきている。企業などのビルやマンション、病院が立ち並ぶ町内は町の規模が小さく、町民の数が少なかったり、公民館がない所もあり自主活動の推進が困難な状況である。しかし5町で共有している公民館を基幹型として月1回のサロン活動が継続されて7年が経過している。この地域は地区担当の生活支援コーディネーターの支援によりスーパーの業者による買い物送迎車の導入や、清水地区同様“にじいろ食堂”のボランティアによる月1回無料で手作り弁当の配達を行っている。
金比良地区	坂が多く、交通機関から自宅が離れており移動が困難な高齢者が多い。基幹型の月1回の住民の集いは11年が経過している。地域の事業所や病院の協力で開催しており一時参加数の減少もあったが、担当地区の生活支援コーディネーターとの関りが増えてきており、また民生委員児童委員を中心に活動が盛んとなり、現在は参加者が増えてきている。更に生活支援コーディネーターの支援により西地区全体の支え合い活動として西地区応援隊、町内の応援隊としてボランティア活動が継続している。今後は自治協議会での運営が期待される状況である。またスーパーの業者による買い物送迎車の導入もされている。
赤崎地区	バスの便が少なく、高齢者も自家用車がないと外出が困難となっている。そのため高齢夫婦などの支援側にも移送が困難であったり、外出の機会が減ったりと通院への支障も考えられ、疾病による重度化が予測される。一団体当たりの参加人数が多く、参加者同士仲が良いのが特徴的。リーダーの統率力もあり、率先して研修にも参加する様子がある。見守りなどの助け合い活動も、日常的に行われている。
九十九地区	赤崎地区同様バスの便が少なく、高齢者の移動が困難となっている。そのため受診が出来ない可能性があり、こちらも疾病の重度化防止が必要な地区である。地区担当の生活支援コーディネーターの支援により、町内活動として有償ボランティア活動支援が行われている。またスーパーの業者による買い物送迎車の導入や惣菜販売と併せて配達を週5日独居や高齢世帯にもされている。地域住民のつながりは強く、住民の集いも活気のある地区で、独居者への声掛けや支援などが活発で周りとの結束も強い。この地区は住民主体の認知症カフェ西風は立ち上げて6年目を迎える。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 支 援 事 業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・セルフマネジメントの定着 ・重度化予防	・高齢者の自立支援となるよう適切なアセスメントを行い、自助努力を基本に本人が持っている能力を引き出しながら、自立支援に向けたケアマネジメントをおこなう。 ・介護予防への自助努力として自己管理意識の向上を支援し、医療機関との連携を図りながら重度化防止を図っていく。 ・指定介護予防サービスにおいては適切な生活目標の設定と達成ができるように支援し、制度やインフォーマルの導入の際も、並行して住民主体の通いの場や地域支え合い団体の活用と促進を図る。 ・地域ケア個別会議を活用し専門職の意見を取り入れながら、セルフマネジメントが定着できるように支援する。
	【総合相談支援事業】 ・多様な相談支援対応 ・3職種連携によるチームアプローチ	・総合相談の受付後は緊急性の判断と三職種で自宅訪問を行い本人面接や家屋調査、生活状況の確認、ニーズの把握を行い、本人及び家族・地域の強みに着目した支援を行う。 ・地域住民の多様化・複雑化するニーズに対して、多様な支援を要する際は行政や各機関へ連携を図り、専門的な意見が反映された支援に努める。 ・サービス等に繋がらないケースについてもアウトリーチを行い多職種連携を図りながら、生活支援コーディネーターや民生委員と協働し企業などにも働きかけて、ネットワークを構築し継続的な見守り支援を行う。 ・総合相談の内容などから地域課題を抽出し地域ケア会議、協議体へ反映する。また三職種でスクリーニングをすることで個別ケースの対応の進捗状況の把握と方針の確認及び協議を行い方向性的見直しを行っていく。
	【権利擁護事業】 ・権利擁護に関する普及啓発	・地域住民への高齢者虐待防止を普及啓発し、介護負担による危険性も含め早期発見につながるよう総合相談からも養護者に視点を置いた適切なアセスメントを行い支援していく。 ・成年後見制度の普及啓発、活用促進への取り組みとして、地域の集まりやサロンでの出前講座による普及活動を行うとともに『知ってってノート』を活用し任意後見申立てや遺言作成に関する啓発を行う。 ・警察や消費生活支援センターの広報紙などを活用し、特殊詐欺や消費者トラブルの予防啓発を地域住民や各事業所等に発信していく。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域ケア会議の運営と活用 ・地域住民の認知症の理解推進活動 ・地域包括ケアシステムの推進	・地域ケア個別会議では専門職からの助言を活かし、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上ができるよう働きかける。事例対象者への働きかけとしては会議後専門職と同行訪問を行い、直接本人への助言、提案、指導を行ってもらう。 ・地域ケア包括会議では地域ケア個別会議や総合相談から地域課題を見出し、地域の関係機関との連携を図り、生活支援コーディネーターと協働し地域に不足している社会資源の開発を検討し地域づくりへ繋げる。 ・認知症の理解推進活動として9年目を迎えるおれんじカフェ、6年目を迎える住民主体の陽だまりカフェ、西風カフェの継続支援を行い、認知症当事者やその家族の居場所づくりとして、社会活動への参加の機会になるよう広報活動を行っていく。又、民生委員定例会の参加継続を行っていく。 ・医療、介護等の他機関との連携を推進するために地域ケア会議の実施と研修会の参加を継続的に行っていく。
	【一般介護予防事業】 ・地域住民が主体的に介護予防の取り組みを高め、活動内容の多様化を推進する。 ・健康教育や講話の実施によりフレイル予防とセルフマネジメント能力を高める。	①住民主体の介護予防「いきいき百歳体操」の普及啓発活動を実施し、自主活動団体の立上げを支援する。 ②自主活動団体の活動継続を支援するとともに、活動内容の多様化と主体性を強化する。 ・サロン支援チーム(チームレインボー)の計画的支援のために連絡調整を行う。 ・チームレインボー定例会を開催しサロンの継続支援のための企画調整を行う。またサロン交流会など、サロンの継続支援のための企画や研修会を開催し、自主活動継続のための情報交換を行い、自主活動におけるサロンマネジメント能力の向上を図る。 ・自主活動においては「いきいき百歳体操」以外の活動として多世代交流や趣味活動を促進し、生きがいづくりによる介護予防活動を推進する。 ・リハビリ専門職と連携しフレイルの早期発見と早期予防のための地域リハビリテーションの普及啓発を行う。 ・体力測定を実施し団体の希望に応じてフレイルの早期発見を行う。 ③自主活動団体での健康教育、講話等を活用し、介護予防(フレイル予防)を推進する。 ・フレイル予防について理解を深め、介護予防の必要性和セルフマネジメント能力の向上を図る。 ・生活習慣病予防のための健康教育を行い、疾病の重度化を防止する。

4. 総括

地域包括支援センターとしての活動	・地域ケア個別会議や総合相談から見えてきた地域課題の解決へ向けて、社会資源の発掘を行い、生活支援コーディネーターとも協働で開発を積極的に行っていく。また重度化防止と自立支援と並行して引き続き包括的な地域づくりを行う。セルフマネジメントに向けて介護予防への自助努力や自己管理意識が向上できるよう支援する。 ・権利擁護事業として地域への普及啓発活動と制度の活用促進の取り組みと合わせて知っとしてノートの活用を勧め、既に利用している方からの相談のフォローも行う。 ・自主活動団体の活動内容の多様化と主体性を強化する。また多世代交流や趣味活動の取り組みを促進し、自主活動団体の継続支援に繋げる。 ・支援中である認知症caféの広報活動を積極的に行い、認知症に対しての住民の理解を深め、当事者やその家族にとっての居場所づくりを引き続き行う。 【課題】 ・総合相談の内容が多様化してきており、困難ケースの対応など重層的支援に対して他機関連携を要するが、より専門的な支援を行うには今後も引き続き関係構築の働きかけが必要な状況である。 ・新職員の入職がないために、人員不足により業務を時間内にこなすことが困難となっており、残業が続いている状況である。
-------------------------	--

令和8年度 佐世保市大野地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市大野地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
春日地区	1. 深刻化する孤立等への対応 県営住宅等での孤独死の発生や、ゴミ屋敷・頻回な救急要請など、介入を拒む困難事例が顕在化している。また、公営団地に多い聾啞等の障がい者への支援体制の構築も急務である。 2. 地縁組織の弱体化と情報の断絶 集合住宅の町内会未加入者の増加により、地域状況の把握が困難になっている。 3. 地理的・制度的要因による移動困難の拡大 坂道等の地理的要因による買い物難民化や、赤木町のような公共交通空白地帯の存在、さらに敬老パス見直し等に対する将来的な生活不安が非常に強い。 4. 地域活動の継続性と予防支援の偏在 サロン(8か所)があり、認知症カフェ(1か所)が新設されたが、依然としてサロンは未設置地域が存在する。担い手の固定化や後継者不足、さらに健康意識の高い層に対する質の高い予防支援の継続が課題。
大野地区	1. 複合的な生活課題と居住環境の悪化 大野地区では「ゴミ屋敷」等の居住問題を抱えるケースが複数発生している。公営団地を中心に、障がいや困窮等が絡み合った複雑な事例が散見され、専門職による早期介入と粘り強い見守りが不可欠である。また、上楠木等の周辺部では、耕作放棄地がイノシシの巣となり住民の安全を脅かしている現状もある。 2. 「坂の町」における移動困難と生活基盤の揺らぎ 斜面地(坂の上・坂の下・大野等)では「まめバス」が住民の足となっているものの、運賃の値上げや便数の減少が負担となっている。移動困難によりサロンへ通えない層の存在や、庭木の剪定・高所作業等の日常生活の維持に不安を抱える独居高齢者が増加しており、既存のインフラだけでは支えきれない生活課題が顕在化している。 3. 支え合い活動の深化とサポーターの「心理的負担」 サロン数は19か所まで回復し、コミュニティカフェ「灯臺庵」も立ち上がったものの、活動拠点が遠い知見寺町や、サロンがない上楠木など、地域格差が残っている状況。また、登録済みの「生活支援サポーター」からは、活動の範囲や責任の所在に対する不安の声が上がっており、活動の継続および促進を図るためにも、サポーターへのフォローなども視野に生活支援コーディネーターとの連携を深化する必要がある。 4. 巧妙化する消費者被害と包括への役割誤認 押し買いや息子を騙る詐欺電話、インターネット通販における定期購入トラブルなど、高齢者を狙った消費者被害が多発しており、住民の警戒感が高まっている。 一方で、地域包括支援センターへの消費者被害についての相談数は極端に少ない実態がある。 このような状況を踏まえ、センターの正しい役割の周知に向けた丁寧な広報活動が求められている。

柚木地区	1. 深刻化する交通・買い物困難と移動支援の実装 里美地区や上柚木地区におけるバス路線の廃止や、既存のデマンド交通であるホテル号の利便性不足（予約制であることや利用料金が高額であること）により、通院や買物に対する将来的な不安が地域における最大の課題となっている。 現在、生活支援コーディネーター主導で準備を進めている移送支援事業を早期に立ち上げ、実効性のある生活移動手段の構築が必要である。 2. 急激な過疎化に伴う地域活力の低下と限界集落化への懸念 若年層の流出と人口減少により、地域行事や伝統の継承が困難になっている。特に里美地区等では5～10年後の集落存続への不安が顕在化しており、草刈り等の環境整備や「ゴミ出し」といった互助活動を維持するための担い手不足が深刻化している。 3. サロン活動の「低頻度・固定化」と孤立防止の再構築 17か所のサロンが活動中だが、月1回の開催に留まる地区が多く、男性や新規参加者の伸び悩みが課題である。独自の助け合い文化が残る一方、町内会未加入世帯や「よそ者」とされがちな転入者の孤立を防ぐため、従来の地縁組織に頼らない柔軟な見守りネットワークが求められている。 4. 情報ツールの浸透不足と山間地特有の安全対策 「知っとしてノート」の理解や活用方法に格差があり、個別訪問や説明会を通じた丁寧なフォローアップが必要である。また、不審な買い取り業者の横行、坂道での転倒リスク、イノシシ等の害獣被害など、山間地特有の防犯・安全対策も継続的な課題となっている。
宇久地区	1. 新運営体制に対する不安と信頼関係の構築 運営主体の変更および島内に専門職が常駐しないサテライト体制への移行に対し、住民や自治協議会、民生委員から、サービスの質や即応性の低下を危惧する強い不安の声が上がっている。 今後は、ICTの活用により物理的距離を感じさせない迅速な対応体制を構築するとともに、丁寧な住民説明と適切な地域包括支援センターとしての活動を実施し、信頼関係を構築していく。 2. 介護資源の枯渇と待機者の発生 島内唯一の通所介護（宇久社協）が定員に達しており、要支援者の新規受け入れが停止しているため、介護予防や社会参加を希望しても繋がれない待機者が発生している。離島という特性上、代替サービスの確保が困難であり、インフォーマルな社会資源の掘り起こしによる受け皿の確保が大きな課題となっている。 3. 生活インフラの変化と「支え合い」のマッチング不足 路線バスの一部予約制移行や、受診・買い物のための有償・無料移送サービスの複雑化など、移動手段の確保に課題を抱える高齢者がある。一方で、24名の「生活支援サポーター」が登録されているものの、実際のニーズ（買い物支援等）とのマッチング実績が皆無である現状があり、商店の配達サービス等を含めた地域資源の活用と、サポーターが活動できる事例の積極的な把握が求められている。 4. 潜在的な課題を抱える事例と支援拒否への対応 独居高齢者や老老世帯が多く、認知症（疑い含む）、困窮など深刻な課題を抱える世帯が複数確認されている。特に、身体機能の低下がありながら支援や介護申請を拒み、要支援認定を失効させているケースが散見されるため、民生委員や関係機関と連携した粘り強いアウトリーチと、重層的な見守り体制の構築が必要である。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括 的 +	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・	1. 適切なアセスメントとICTによる効率化 自立支援と重度化防止のため、生活環境を含めた総合的なアセスメントを継続実施する。AIによるケアプラン作成やICT端末（ラップトップ・スマホ）の運用により事務作業を効率化し、訪問時間を十分に確保する。離島や山間地、移動困難地域においてはビデオトークを活用し、物理的な距離に左右されない迅速なモニタリング体制を確立する。 2. 地域資源の活用 既存資源に加え、SCとの連携を深め、孤立等の兆候を早期に把握する。買い物等の軽微なニーズには、生活支援サポーターや商店の配達・移送支援等のインフォーマルサービスを優先的にマッチングし、自立支援を促進する。
	【総合相談支援事業】 ・	1. ICT・DXを基盤とした相談対応体制の強化 ・多拠点・多職種間の情報共有： ICT端末（ラップトップ・スマホ）をフル活用して相談記録を迅速に共有し、3職種がチームとして事例に継続的なフォローを行う体制を深化させる。 ・遠隔相談システムの定着： 宇久地区や移動困難な住民に対し、ビデオトークを用いたリアルタイム相談を日常化し、物理的な距離に左右されない即応性を確保する。 2. 地域見守りネットワークの拡充と社会実装 ・「地域見守りネットワーク」の深化： 郵便局、ヤクルト、新聞販売店等の戸別訪問事業所との連携を強め、孤立の兆候やゴミ屋敷事案等の異変を包括が早期にキャッチし、介入へ繋げる体制を確立する。 ・「出張座談会」を起点とした信頼構築： 全地区の公民館等での出張座談会を継続開催し、住民が抱える具体的な不安（移動・買い物困難、将来の施設入所等）に寄り添った相談支援を行う。 3. 多様な媒体を用いた相談窓口の周知 「チラシ配布」とSNSの活用： 住民からの要望に基づき、包括の役割（3職種の専門性やよろず相談窓口であること）を明記したチラシの配布を実施し、SNSでの情報発信を継続する。
	【権利擁護事業】 ・	1. 高齢者虐待の防止と困難事例への早期介入 ・地域見守りネットワークとの連動： 郵便局やヤクルト、新聞販売店等の協力機関と連携し、孤立やゴミ屋敷等の早期に発見する体制を強化する。 ・専門職としての側面的介入： 介入拒否が強い事例や家族間トラブルに対し、包括が「黒子」として介入し、適切な福祉制度や医療への接続を図る。 2. 成年後見制度の活用と自己決定支援の深化 ・専門職（弁護士・司法書士等）との機動的連携： 昨年度の実績を継続し、判断能力が低下した住民の不利益を防ぐため、弁護士や司法書士と迅速に連携して成年後見制度の申立て支援を実施する。 ・「知ってノート」による自己決定の推進： 座談会での反響を踏まえ、認知症等が進行する前の段階から、自身の医療・介護・財産に関する希望を整理する「知ってノート（エンディングノート）」の利用促進を行い、本人の意思に基づく生活継続をサポートする。 3. 多様化する消費者被害・詐欺への対策 ・消費者被害の啓発と注意喚起： 出張座談会で不安の声が多かった「押し買い」や「不審な電話勧誘」に対し、最新の被害事例を回覧板やSNS、座談会を通じて共有し、地域全体の防犯意識を向上させる。 ・ICTを活用した遠隔相談の実施： 宇久地区や移動困難な住民に対し、ビデオトークを用いた相談を実施し、地理的条件に左右されない権利擁護体制を確立する。

文 援 事 業	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】	1. ケアマネジャー支援の強化とICTによる質向上 ・困難事例への専門的支援： 困難事例に対し、3職種が同行訪問やカンファレンスを行い、支援方針の助言を継続する。 ・ICT・AI活用の普及： AIを活用したケアプラン作成の知見を地域のケアマネジャーと共有し、事務負担軽減と自立支援の質の向上を図る。 ・顔の見える関係の深化： 定期的なケアマネジャー懇談会を継続し、新たに導入した「ビデオトーク」等のICTツールを用いた迅速な相談体制を構築する。 2. 地域ケア会議を通じた地域課題の解決 ・個別会議から地域づくりへの展開： 地域ケア個別会議を継続し、蓄積されたデータから共通課題を抽出する。 ・重層的支援の推進： 個別会議の結果を生活支援コーディネーター（SC）や民生委員等と共有し、地域のボランティアやサポーターを活用した具体的な解決策の構築に繋げる。 3. 医療・介護連携の深化 ・多職種合同交流会の開催： 前年度の評価に基づき、ケアマネジャーだけでなく、かかりつけ医、薬剤師、訪問看護師等の医療従事者を交えた交流会を開催し、地域の連携基盤を強化する。 ・遠隔連携システムの活用： 離島（宇久）や遠隔地の診療所（宇久診療所等）と包括間において、ICTを用いた日常的な情報共有フローを確立し、入退院時のスムーズな在宅復帰支援を充実させる。 4. 生活支援・見守りネットワークの社会実装 ・地域見守りネットワークの運用： 郵便局、ヤクルト、商店等の協力企業と連携し、異変察知時の迅速な報告・介入ルートを実効化する。 ・離島における地域拠点との連携強化： 社会福祉協議会や特別養護老人ホーム等の地域福祉拠点と連携し、専門職が不在の際も地域全体で高齢者を支える「重層的なネットワーク」を構築する。
	【一般介護予防事業】	1. 専門職連携によるフレイル予防の深化 ・口腔・栄養の専門的支援： 地域の歯科医師・歯科衛生士や管理栄養士と直接連携し、実技を交えたオーラルフレイル予防や低栄養防止の講話をサロン等で実施する。 ・「知ってノート」を活用した健康管理： 出張座談会や各サロンで「知ってノート」の利用支援を継続し、セルフチェックの習慣化を促進して早期のフレイル発見に繋げる。 ・認知機能の維持向上： コミュニティカフェ「灯臺庵」での脳トレプログラムを継続し、認知症疾患医療センターや専門医と連携した予防啓発を行う。 2. 多様な「通いの場」の拡充とICT活用 ・サロン空白地帯への立ち上げ支援： 集いの場がない地区に対し、住民の意向（畑仕事との両立等）を汲み取った柔軟な活動形態を生活支援コーディネーター（SC）と協力して提案・支援する。 ・多地点間交流の創出： 宇久サテライトや遠隔地のサロンをビデオトークで繋ぎ、他地区の活動状況を共有するなど、ICTを活用した新たな交流機会を検討する。 3. 戦略的な普及啓発活動 ・情報発信の多層化： SNSでの発信に加え、住民の要望が強かった「チラシの配布」を回覧板等と併せて実施し、デジタル・アナログ両面で介護予防の重要性と包括の機能を周知する。

4. 総括

地域包括支援センターとしての活動目標と課題	1. 活動目標 ・「宇久サテライト」の安定稼働と遠隔支援モデルの確立： 離島という地理的制約を克服するため、ICT（ビデオトーク等）を駆使した迅速に対応できる体制を構築する。 また、地域の福祉拠点の連携により、地域の安心感を醸成する。 ・「地域見守りネットワーク」の社会実装による早期介入： 郵便局、ヤクルト、商店等の民間企業との連携をさらに深め、孤立等の兆候を包括が早期にキャッチし、深刻化する前に介入する体制づくりを行う。 ・「自立支援」を軸としたインフォーマル資源のマッチング促進： 坂道や交通空白地帯における移動課題に対し、安易な介護保険サービス導入に頼るのではなく、生活支援サポーターや地域の移送支援、商店の配達サービス等をケアマネジメントに積極的に組み込む。 ・「知ってってノート」を起点とした自己決定支援： 出張座談会やSNS等での発信を通じて包括の役割を周知し、元気なうちからの「知ってってノート」の利用支援を通じて、本人の意思に基づいた生活の継続ができるようサポートする。 2. 今後の重点課題 ・困難事例（支援拒否・8050問題等）の増加と専門性の深化： 身体的衰えがあっても支援を頑なに拒むケースや、精神疾患・困窮が背景にある複雑な世帯が増加している。これらの事例に対し、3職種がチームとして粘り強く関わり続けるための専門性の向上と、関係機関との重層的な連携が求められる。 ・地域資源の偏在とサービス不足への対応： 宇久地区のデイサービス待機者問題や、一部地区でのサロン空白地帯など、地域格差が顕在化している。限られた資源を補完する新たな互助・共助活動の育成などの早期対応が求められる。 ・「ICTによる効率化」と「顔の見える関係」の両立： DXの推進により事務効率は向上したものの、依然として対面での連携を重視する声が根強い。ICTを単なる省力化ツールではなく、信頼関係を深めるための「対話ツール」として定着させることが不可欠である。
-----------------------	--

令和8年度 佐世保市相浦地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市相浦地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
日野地区	現状: 高齢化率は低い、高齢者同士の支え合いや見守りが必要な地域もある。スーパーや医療機関は多く、生協の買い物支援サービスも定着。自主活動も充実。学生ボランティアとの連携や意見交換の実施がしやすい地区。 課題: 坂の上にある公民館での自主活動では、限られた高齢者の参加となるので、地域全体に向けた介護予防の取り組みが難しい。タクシー会社の閉鎖により、地区内にタクシー営業所はない。第2層生活支援コーディネーターの働きかけで民間建物の無料使用ができる環境も、進展させることに苦慮。
相浦・黒島・高島地区	<相浦> 現状: 文教地区でもありバスや鉄道での移動が便利で地域の活動にも比較的参加しやすい。コミュニティセンターがあり、お知らせや情報発信が常に行われている。台風や災害に備えて、地区での防災活動に取り組んでいる。母ヶ浦町で第2層生活支援コーディネーターが支援し有償ボランティア立ち上げ。R8.4月～活動開始予定。 課題: 大湊地区など買い物不便・バスの本数減による影響がある地区では、自動車免許返納後の移動手段に課題がある。 <黒島> 現状: 離島であり高齢化率は50%を超え。高齢者は農業をして足腰が丈夫な方が多いが、独居高齢者が年々増えている。65才以上の移住者やUターン者も出てきている。第2層生活支援コーディネーターの働きかけで自治会の福祉部会の配下に生活支援部会と広報部会が立ち上げられた。各種サービスの導入前には随時、アンケートなどでニーズ調査が行われている。また、第2層生活支援コーディネーターが、有償ボランティア(訪問B)の立ち上げ支援をされており、R8年度活動開始予定。 課題: 坂が多く公共交通機関がないため車やセニアカーがないと不便。担い手の慢性的な不足。診療所以外の通院は渡航と他の交通の乗り継ぎが必要。入所施設がないため、医療・介護度が高くなると離島せざるを得ない。公共ライドシェアの実証実験を令和8年1月16日に終え、交通空白地帯の移動手段確保に向けた本格運用が期待される。 <高島> 現状: 高齢者相談支援センターが週2回、診療所も開所されているが、それ以外の通院には渡航が必要。島内で暮らす方は比較的元気でまだ現役で仕事をしている高齢者が多い。スーパーや薬局がない。 課題: 保健医療やリハビリ面の支援が不足しているが、島内でのサービス提供は困難。
中里皆瀬地区	現状: 各町内会で民生委員を中心に サロンや百歳体操が行われている。山間部では坂道や狭小な道路など交通不便があり、日常生活において移動支援の需要が高い。施設も点在し移動支援に協力を得られるところがあり、月に1度の買い物支援活動につながっている。認知症カフェが立ち上げられ隔月開催中。 課題: 自主活動がない地区では、移動や担い手不足の課題がある。令和7年4月1日から地区内において、山間部を経由する複数のバス路線が廃止。同日「中里皆瀬地区予約制乗合タクシー」が運行開始した。1人350円で利用できるのは4ルートあり、支所行きや公共交通機関に乗り継ぎできる最寄りの停留所まで。

浅子・小佐々地区	<小佐々> 現状：第2層生活支援コーディネーターとの協働で地域サロンや生き生き百歳体操の立ち上げ継続ができています。地域の役員や民生委員が自主活動を通したまちづくりを意識。第2層生活支援コーディネーターが中心となり、R2年から開始の買い物支援、生活支援の活動は町内に少しずつ広がっている。R7年度実績(12月現在)は、70回運行で延べ210名の方が利用。 課題：小佐々の課題は地域支え合い推進会議の中で検討され、意見が集約される。交通不便地区の増加で移動手段の確保が難しくなり在宅生活の支障になっている。自主活動によってはメンバーの高齢化でリーダーとなる方が減少。 <浅子> 現状：買い物や通院にも不便な地域で高齢化が進んでいる。町内のバス路線は既に廃止。 課題：公民館までの移動手段がなく、集合での活動には向いていない。移動支援や訪問の仕組みで孤立化の防止が必要な地区。
----------	--

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包括的支援事業	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・アセスメント、マネジメント力向上を図る ・他事業所、多職種との連携を深める	・地域ケア個別会議に参加し、専門職からの助言を受け、多職種との連携を深める機会とする。 ・多職種との連携や研修に積極的に参加することにより、スキルアップを図っていく。 ・それぞれが受講した研修等の情報を、月1回実施しているプランナー会議にて共有する時間を持ち、知識の底上げを図る。 ・引き続き毎月のモニタリングについてはモニタリングシートを活用し、利用者のセルフケアマネジメントの定着を図っていく。
	【総合相談支援事業】 ・3職種のチームアプローチを活かし、どのような支援が必要かを把握し関係機関や制度とつながる支援を行う	・権利擁護や認知症に関する相談は増加傾向にある。支援する中でも包括職員それぞれが知識を得、共有し合う。 ・地域の特色や課題を把握しながら、市民に対しわかりやすいように情報をまとめ活用していけるように努める。 ・所内で対応力向上のために、アルコール依存症、金銭管理困難者、イベントの運営、認知症の4つのチームに分かれそれぞれが情報収集し知識を深める。その情報を所内で共有し地域の方々の支援に役立てていく。
	【権利擁護事業】 ・消費者被害・高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及啓発の推進。 ・生活困窮者支援に関するネットワークづくり	・権利擁護に関することを健康教育などで、地域と所内に向けた情報発信を行う。 ・他包括の社会福祉士と情報を共有、関係機関と連携していくことでソーシャルワークの質を高める。得られた知識や情報などは包括職員が活用しやすいようにしていく。 ・困窮者支援の情報を整理し、関係機関とのつながりを把握することで、包括職員がスムーズに支援につなげられるような体制を整えていく。 ・支援者不在・家族関係の問題を抱えた高齢者支援を対応するにあたり、研修を企画する。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・介護支援専門員と他機関の連携協力	・国の推進する「適切なケアマネジメント手法」をマネジメントの指針とする。 ・介護支援専門員および主任介護支援専門員の現状と課題の共有。 ・他職種、他機関の意見や視点の尊重と、相談できる関係づくり。 ・複合的な課題には市や他機関と協働して専門性を結集し、改善に取り組む。
	【一般介護予防事業】 ・各分野の専門職と地域住民がつながる機会を作り、地域住民の介護予防に対する意識向上や行動変容に向けたアプローチを実施	・中里皆瀬地区での多世代参加型介護予防イベントの開催。 ・自主活動団体に対して、各専門職やボランティアの方々の協力を得ながら、健康教育・体力測定を実施。介護予防の普及啓発やフレイルのリスクがある方の早期発見。 ・担当の生活支援コーディネーター(SC)と協力し、中里皆瀬地区基幹型自主活動グループ立ち上げ支援。 ・R6年度に立ち上がった認知症カフェの活動継続に向けた後方支援。 ・黒島地区生活支援コーディネーターと連携し、黒島住民へ向けた生活習慣病予防・フレイル予防の普及啓発のための講話を企画。

4. 総括

活 地 動 域 目 包 標 括 と 支 課 援 題 セ ン タ ー と し て の	<活動目標> ・課題抽出会議を開催することで、市と地域、専門職からご意見をいただき、包括支援センターの活動と課題を共有し、次年度以降に活用する。年度内の活動と会議等の開催により見えた課題には、市と地域、職能団体、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター等のご意見や視点をいただき、地域包括ケアシステムに反映させる。そのためには市の令和8年度佐世保市地域包括支援センター運営方針にある「自分らしい生活を継続するための支援体制整備」につながる連携と協力を行う。 <課題> ・「高齢者のみ世帯」が増加している本市において、支援が必要な際に対応できるご家族や支援者がいらっしゃらない場合の、緊急時の判断と対応が課題。 ・市役所閉庁時と時間外において、地域包括支援センターだけの判断では対応が難しい場合、市長寿社会課直通のオンコール体制を敷いていただけると、協力しやすい。
--	--

令和8年度 佐世保市吉井地域包括支援センター事業計画

1. 地域包括支援センター事業計画について

佐世保市吉井地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営事業を実施するにあたり、市が示す仕様書、事業実施マニュアル、運営方針を遵守するとともに、本事業計画の内容を踏まえ、事業を推進します。

2. 地域の現状と課題 (※地域ケア会議での課題も含む)

担当地区	現状と課題
吉井地区	人口減少及び高齢化が進行している地区。高齢化率は約36～38%と市平均を上回っている。また、環境として山間部に家屋、交通機関の減少(バスの廃線)等があり、日常生活における交通手段が「車」になっている。高齢者も、認知症や眼疾患ありながら、車の運転をしている状況。また、独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加しているが、家族は県外等に在住し支援力は低下している。
世知原地区	中山間地域。過疎・高齢化地域。公共交通が限定的、免許返納後の生活困難、買い物・通院困難が多く、社会参加の低下もありフレイルの原因の一つになっている。高齢化率は43%と非常に高い。若者の市外流出が多く、高齢者の一人暮らし、高齢者世帯が多い。家族支援の低下に繋がっている。また、施設入所や死去により空き家になったまま放置されている家も多く、倒壊する恐れもある。
江迎地区	高齢化率39.8%。公共交通本数の減少により免許返納後の生活困難、通院、買い物難民化が課題の一つ。独居高齢者や高齢者世帯が多く、孤立死のリスク、緊急時の対応の遅れ、認知症発見の遅れ等懸念事項がある。団地も4町の中では一番多く、精神疾患患者と同居している高齢者も多い。江迎町も中山間・高齢化地域指定・人口減少地域。若者の市外流出が多い。
鹿町地区	佐世保市内でも特に、人口減少・高齢化が進行している地域。高齢化率は約40～45%。重要課題としては、移動・通院困難。訪問系サービスの移動時間が増大するため、受け入れ可能な事業所が限られている。沿岸や山間部に独居高齢者が多く、地域コミュニティから外れてしまいセルフネグレクトが多くなっている。また、収入が少ない高齢者も多く介護保険サービス利用には消極的である。フレイルや孤独死の原因にもなっている。

3. 独自の取り組み事項

	業務	具体的な取り組み内容
包 括	【介護予防ケアマネジメント事業】 ・本人の意向を踏まえつつ卒業を意識した自立支援を促す計画書の作成	利用者に対し、心身機能の維持向上及び生活機能の改善を図り、住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、介護予防マネジメントを適切に実施する。サービス担当者会議の開催、定期的なモニタリング、セルフモニタリング、評価を実施し、状態改善に応じたサービスの見直しを行うと共に、サービス依存とならないよう、卒業支援を推進する。
	【総合相談支援事業】 ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう重度化防止を図る	地域サロンや通いの場への関与を強化し、フレイル予防、転倒予防、認知症予防、口腔機能向上及び栄養改善等に関する健康教育や介護予防普及啓発を実施する。また、閉じこもり傾向のある高齢者や社会参加の機会が少ない高齢者に対し、関係機関と連携し参加促進を図る。生活支援コーディネーター及び関係機関と連携し、地域における生活課題の把握に努めるとともに、見守り活動、買物支援、移動支援等の地域支え合い活動の推進及び担い手の発掘・育成を行う。

10 的 支 援 事 業	【権利擁護事業】 ・意思決定支援を促進する	高齢者が地域において尊厳ある生活を継続できるよう、権利擁護事業を推進し、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止及び判断能力が低下した高齢者への支援体制の強化を図る。判断能力の低下がみられる高齢者に対し、適切な意思決定支援を行うとともに、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を促進し、権利侵害の予防及び在宅生活の継続支援を行う。また、関係機関と連携し、本人の意思を尊重した支援体制の構築に努める。
	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 ・地域における多職種連携を構築する	高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療・介護・福祉等の多職種連携体制を構築し、介護支援専門員に対する包括的・継続的ケアマネジメント支援を推進する。地域の医療機関、介護サービス事業所、民生委員生活支援コーディネーター等との連携強化を図り、地域における多職種ネットワークの構築及び情報共有体制の充実に努める。また、地域資源の活用促進及びインフォーマルサービスとの連携を支援し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進する。
	【一般介護予防事業】 ・通いの場でのフレイル予防の促進を図る	新たな「通いの場」の立ち上げを推進する。プランナーや関係機関と密に連携し、要支援認定者も含めた幅広い層への通いの場参加を積極的に働きかける。がん予防に関する生活習慣病予防講話を実施するほか、認知症のスクリーニングを実施する。また、「サルコペニア」と「CKD（慢性腎臓病）」の二重スクリーニング法を周知し、早期発見・早期介入につなげる

4. 総括

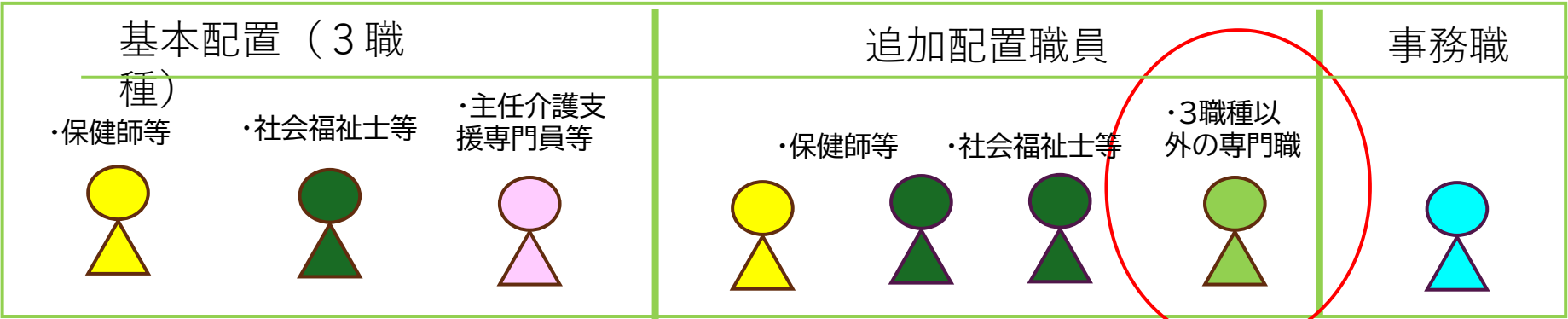
動地 目域 標包 と括 課支 題援 セ ン タ ー と し て の 活	目標1: 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防マネジメントの充実を図り、心身機能及び生活機能の維持向上を支援する。また、生活困窮や社会的孤立を背景とした生活機能低下にも着目し、早期介入による重度化防止に取り組む。（フレイル・閉じこもり予防支援・きらっと元気教室等の活用・サービス卒業支援の促進） 目標2: 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の推進 複合化・複雑化する課題（生活困窮・孤立・8050問題等）を抱える世帯に対し、関係機関と連携し包括的かつ継続的な支援を行う。 高齢分野に限らず、世帯全体を視点とした支援を行い、地域における支え合い体制の強化を図る （重層的支援体制整備事業との連携・生活困窮世帯の早期把握及び相談支援・多機関協働によるケース会議の参加・アウトリーチによる実態把握） 目標3: 認知症支援及び包括的相談支援機能の強化 認知症高齢者及び生活課題を抱える高齢者・家族が地域で安心して生活できるよう支援体制を強化する。（認知症の早期相談対応・権利擁護、虐待防止支援・困難事例への多職種協働支援）
---	---

地域包括支援センター職員の 配置について

令和8年度からの追加配置職員について

(1) 3職種以外の職種の配置

【例】 高齢者人口 12,000人以上の圏域の場合 (配置人数は専門職7名+事務職1名)



根拠通知:厚労省通知 老計、老振、老老第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」

6-(4)職員の配置 その他の職員の配置

「保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等以外の職員については、センター職員の業務負担軽減・資質の向上・定着支援等を通じた包括支援事業等の質の向上や委託料の額等を総合的に勘案し、市町村の判断でセンターに置くこととする。

具体的には、

- ・センターの適切な運営や労務管理の観点からセンター長を配置すること
 - ・自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント等の実施の観点から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職を配置すること
 - ・専門職がより専門的な業務に従事できるよう事務員を配置すること
- などが想定される。

配置可能とする職種 (案)

- ①リハビリテーション専門職
- ②歯科衛生士
- ③薬剤師
- ④管理栄養士
- ⑤介護福祉士
- ⑥精神保健福祉士
- ⑨公認心理師

地域個別ケア会議参加の職種や国の調査でセンターの人員体制調査項目にある職種

根拠通知：厚労省通知 老計、老振、老老第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」

6-(4)職員の配置 その他の職員の配置

「保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等以外の職員については、センター職員の業務負担軽減・資質の向上・定着支援等を通じた包括支援事業等の質の向上や委託料の額等を総合的に勘案し、**市町村の判断**でセンターに置くこととする。

具体的には、

- ・センターの適切な運営や労務管理の観点からセンター長を配置すること
 - ・自立支援・介護予防に資する介護予防ケアマネジメント等の実施の観点から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職を配置すること
 - ・専門職がより専門的な業務に従事できるよう事務員を配置すること
- などが想定される。

柔道整復師、視能訓練士、義肢装具士

○リハ職以外で**市町村の判断**での配置可能とする職種【案】

- ・「食べる」「話す」「噛む」という生活機能を支える専門家として、介護予防・多職種連携・在宅医療連携の質を底上げするため、**歯科衛生士**を配置すること
- ・多剤服用対策、在宅医療連携、認知症支援など、センターの役割強化に直結するため、**薬剤師**を配置すること
- ・高齢者の低栄養予防や介護予防のため、**管理栄養士**や**栄養士**を配置すること
- ・高齢者が自分の力で生活できる能力（残存能力）を最大化する視点で支援できる介護原簿の経験のある**介護福祉士**を配置すること
- ・認知症・精神疾患の早期対応及び定説なサービス利用につなげるため、**精神保健福祉士**や**公認心理師**を配置すること

追加配置職員の法人の雇用形態は、常勤、非常勤、常勤換算方法でも可能とする

(2) 人員確保のための例外措置について

背景

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を必置とすることが求められているが、近年、専門職の確保が困難となっている状況が続いている。
このため、運営の継続性を確保する観点から、追加配置職員に関する例外的な取扱いを認めるものとする。

例外措置の内容

地域包括支援センターにおいて、専門職に欠員が生じた場合
既に事務員が配置されているセンターであっても、追加で事務員1名を配置することを可能とする

イメージ図 1

【例】 高齢者人口 12,000人以上の圏域の場合 （配置人数は専門職7名+事務職1名）

専門職		事務職（1名）
基本配置（3職種）	追加配置に欠員が生じている	
  	   	

 = 専門職（配置済）
 = 専門職（欠員）
 = 事務職（配置済）

令和8年度～



専門職		事務職（1名）
基本配置（3職種）	追加で事務員 1 名配置可能とする	
  	   	

追加で配置された事務員は、事務補助業務に従事し、専門的判断を必要とする業務は担当しない。

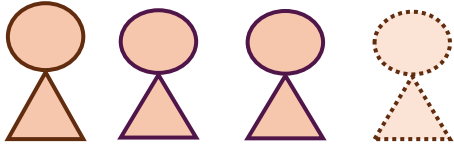
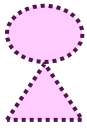
例外措置の目的

- ・保健師や社会福祉の資格取得前でも、人員確保を可能とするため
- ・専門職人材の確保が困難な期間の業務継続を支援するため
- ・相談受付・文書作成・事務作業などの負担軽減を図るため
- ・専門職が本来の専門業務（相談支援、包括的ケアマネジメント等）に専念できる体制を維持するため

運用上の留意点

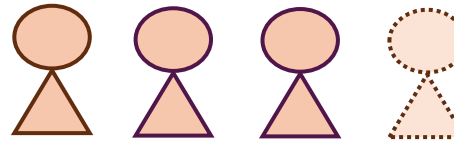
- ・本例外措置はあくまで専門職確保までの暫定的な対応とするもので、期間は原則、当該年度末までとする。ただし、次年度以降も欠員が生じるようであれば、長寿社会課との協議の上、継続も可能とする。
- ・専門職の採用努力を継続しつつ、事務員の追加配置により業務の安定運営を図る。
- ・追加で配置された事務員は、事務補助業務に従事し、専門的判断を必要とする業務は担当しない。

専門職と事務職が欠員の場合

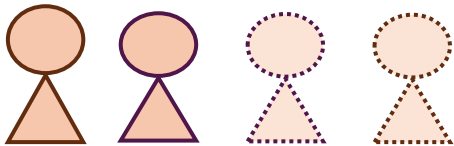
追加配置職員	事務職
	



事務職枠を優先する

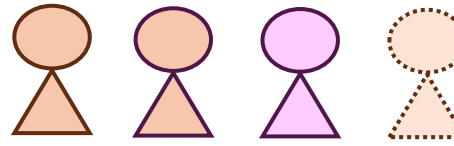
追加配置職員	事務職
	

専門職2名以上欠員の場合

追加配置職員	事務職
	



事務職の追加は1名のみ。専門職1名欠員となる

追加配置職員	事務職
	

指定介護予防支援業務委託事業所一覧（新規）

議題 5 - 資料

◎令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 1 6 日に委託届出書の提出があったもの

	委託先の施設・事業所名	住所	届出包括名
1	居宅介護支援事業所かわぐち	兵庫県伊丹市昆陽泉町 1 丁目 1 - 3	宇久包括